

令和6年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年6月27日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第62号	飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第63号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第64号	飛騨市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
第5	議案 第65号	飛騨市過疎地域持続的発展計画の変更について
第6	議案 第66号	岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について
第7	議案 第67号	飛騨市多機能型障がい者支援施設条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第68号	飛騨市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第69号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第70号	飛騨市教員住宅設置条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第71号	字区域の変更について(河合町角川Ⅻ地区)
第12	議案 第72号	字区域の変更について(神岡町西Ⅷ地区)
第13	議案 第73号	飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例の一部を改正する条例について
第14	議案 第74号	令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第15		一般質問

○出席議員（13名）

1番	佐	藤	克	成
2番	中	田	利	昭
3番	小	原	美	子
4番	水	上	雅	廣
6番	上	吹	豊	孝
7番	森			要
8番	井	端	浩	二
9番	澤		史	朗
10番	住	田	清	美
11番	前	川	文	博
12番	野	村	勝	憲
13番	籠	山	恵	子
14番	高	原	邦	

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	谷	尻	孝	之
企画部長	森	田	雄	郎
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	づ
農林部長	野	村	久	さ
基盤整備部長	森		英	徳
環境水道部長	横	山	裕	樹
教育委員会事務局長	大	庭	久	和
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	丈	智
病院事務局長	佐	藤	直	二
危機管理監	高	見	友	郎
建築企画監	砂	田	健	樹
財政課長	上	畑	浩	太
				司

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	嶋	中	み	な
				み

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（井端浩二）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（井端浩二）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、9番、澤議員、10番、住田議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第62号 飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
から

日程第14 議案第74号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）

日程第15 一般質問

◎議長（井端浩二）

日程第2、議案第62号、飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第14、議案第74号、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）までの13案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。13案件の質疑と併せて、これより日程第15、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に10番、住田議員。

〔10番 住田清美 登壇〕

○10番（住田清美）

皆様、改めましておはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので一般質問2日目に入らせていただきたいと思います。

私は、今回大きく2つ質問させていただきますが、まず初めに保育園の運営についてお尋ねいたします。4点ございます。保育園の現状について、将来展望について、保育の形態について、そして公私連携保育所型認定こども園の発足についてでございます。

少子化が顕著でございます。人口動態調査では昨年の合計特殊出生率、これは1人の女性が生涯で産む子供の数でございますけれど、全国1.20で過去最低を記録いたしました。東京都は0.99で1を割り込んでいます。飛騨市は令和4年度で1.78です。国や県よりは上回っておりますが、少子化であることは間違いありません。そんな中、働く親御さんをはじめ子育て世代にとって保育園は重要な存在です。市内には休園中の保育園を含め公立が5園、私立が3園で500名以上の子供たちの育ちを見守っています。今後の変化といたしましては、宮川保育園が宮川小学校内に機能を移して令和7年度から運営を開始するのと、神岡町においては現在旭保育園と双葉保育園がありますが、令和8年度から公私連携保育所型認定こども園として双葉保育園舎を活用して行わ

れます。少子化の中でも未満児の需要は高まる保育園。保育士の数も決して充足しているわけではない現状の中、子供ファーストで保育園行政に対し次の点をお尋ねしたいと思います。

1点目、保育園の現状についてです。今年度の市内保育園入園者は4月1日現在、内定者も含め520名で、そのうち、年少、年中、年長335名に対し未満児185名と全体の約35%を占め、年々未満児保育の需要が高まっています。その背景には女性の社会進出や育児休業が年限規制があること、物価高で働かざるを得ない場合など、多種多様な要因があるものと推察されます。そのような中、今年度の入園者は希望する保育園に入園できたのでしょうか。特に兄弟児がある場合、未満児と以上児が別々の保育園に通っているような現状はないのでしょうか。また、未満児の年度途中の入園は可能なのでしょうか。保育士の数は足りているのでしょうか。お尋ねします。

2点目に、保育園の将来展望についてです。子供の数は年々減少傾向で、3年後の令和9年度には年少、年中、年長で比較しますと、今年度より約43名の減少となります。未満児がどのくらい入園希望か分かりませんが、預かる子供の数で給付費が決定する私立の保育園は経営的に維持されていくのでしょうか。今後、施設の老朽化に伴い大規模修繕も発生してきます。保育園の修繕計画は立てられているのでしょうか。保育園の将来像についてお尋ねいたします。

3点目は、保育の形態についてです。保育園は保護者からの申し込みにより、保護者が働いている、また、病気の状態にあるなどの理由により家庭において十分に子供を保育できない場合に家庭に代わって子供を保育するため、児童福祉法に位置づけられた児童福祉施設です。これに対して、令和8年度から神岡町で開園する認定こども園は、教育と保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方のよさを併せ持っている施設です。また、保護者が働いている、いなくとも利用することができます。このように保育園と認定こども園は形態が違います。入園条件についても差が出てきます。市内における保育サービスの均等化についてはどのようにお考えでしょうか。

そして4点目です。公私連携保育所型認定こども園の発足についてお尋ねします。令和8年度から、神岡町では旭保育園と双葉保育園を1つにして新たに公私連携保育所型認定こども園としてスタートいたします。今年度は主に園舎となる双葉保育園の改修工事が行われますが、双方の保護者にとって不安な点は多々あるかと思えます。それぞれの保育園で取り組んできた歴史や特色ある保育行事などがあります。今後、時間をかけてすり合わせ、よりよい保育内容にしたいと思いますが、認定こども園の発足に向けたスケジュールをお聞かせいただければと思います。以上、保育園運営についてお尋ねいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

野村市民福祉部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

保育園運営について4点お尋ねがございました。順にお答えをいたします。

まず、1つ目の保育園の現状についてお答えします。今年度は令和4年度から休止していた宮

川保育園を再開し、公立保育園4園、私立保育園3園の計7園で開所しております。市としては、市内全保育園の協力のもと受入体制の整備に努めており、待機児童ゼロを継続しています。

しかしながら、特に未満児については近年全ての入園先希望を満たすことは難しい状況が続いています。令和6年度入園においても、古川町内の一部の未満児については利用調整の結果、第2希望あるいは第3希望の保育園に入園することになり、兄弟姉妹で別々の保育園に通うことになってしまった例もあります。定員を超えて申し込みが集中した場合、提出された申請書類に基づき、保育の必要性の程度や家庭状況等を総合的に審査して利用調整を行います。利用調整に当たってはひとり親家庭である、子どもが障害を有している、希望する保育園に兄弟姉妹がいるなどの場合は優先対象としておりますが、最終的には家庭の状況を総合的に判断して決定することになります。特に未満児の入園希望に関しては、優先順位が低いという方はおらず、保育の必要度が高い中での調整となり市としても大変心苦しいところではありますが、保護者の皆様に丁寧に説明をし、ご理解とご協力をお願いしている状況です。また、未満児の年度途中の入園については若干名の受け入れができそうな保育園もありますが、そのときの園の状況によるため確実とは言えません。

なお、年度途中からの入園に関しましては、当年度に入ってから随時受付する自治体もごさいますが、飛騨市においてはあらかじめ年度全体の入園希望を把握し、効率的な保育士配置により最大限の定員を確保するため、翌年度中に入園を希望される方の申し込みを前年度の10月から11月に一括して受け付けしております。これにより、年度途中から入園される場合も早い時期に内定を出すことができますので、育休から復帰する際のめどが立ち、職場と相談しやすいというお声もいただいております。

保育士の数については、未満児保育や障害児保育等の状況により毎年定数が変動するため配置計画が難しいところではありますが、現時点で待機児童は発生しておらず、直ちに不足しているというわけではありません。ただし、長時間保育対応や職員休暇時の代替等を考慮すると、決して余力がある状況ではなく、また、欠員時に新たに保育士を採用することが難しい状況が続いておりますので、今後も保育士確保対策を継続してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の保育園の将来展望についてです。最初に、私立保育園の経営維持と修繕計画についてお答えします。現在、私立保育園に対しては、国の定める公定価格により給付される運営費に加え、市独自の補助金によって障害児保育、一時保育、延長保育や保育補助者雇用などそれぞれの給与相当分を負担するなど柔軟に対応しているところです。また、施設老朽化に伴う大規模修繕については、各園で修繕計画を立てられており、国等の補助事業の有無など市が相談を受けながら必要に応じて市の補助金を交付しております。さらに、今回の公私連携保育所型認定こども園の設置に伴う施設修繕や送迎バスの更新など、その内容により、適宜、市の補助金を交付する場合があります。このようなソフト、ハード、両面にわたるきめ細かな支援により、私立保育園の経営は今後も維持される、維持していかなければならないものと考えております。

次に市内保育園の将来像についてお答えします。令和5年12月に策定した飛騨市保育所整備計画において市内保育所の現状と課題を分析し、地域ごとに児童数の減少や多様化する保育ニーズを踏まえて目指すべき方向性を定めてきました。特に園児数の減少が著しい神岡地区については、令和8年度に公私連携保育所型認定こども園の設置に向けて準備を進めております。また、宮川

地区については、宮川小学校の一部分に保育所を設け、市有施設のスリム化と飛騨市学園構想としての保小連携を推進し、令和7年度に移転開設いたします。その他の地区についても児童数の推移や保育ニーズを注視しながら、各園の関係者としっかりとコミュニケーションを取り、今後の方針を検討してまいります。

次に、3つ目の保育の形態についてお答えします。今回、神岡町において設置を計画している保育所型認定こども園は幼稚園機能を併せ持つ保育園ということで、保育園であることが前提であり、保育機能がメインの施設になります。3歳未満児については、保育の必要性の認定を受けて入園いただくこととなりますので、条件や手続きはこれまでと変わりません。3歳以上児についても条件や手続きはこれまでと変わりませんが、教育目的で入園される児童については、これまで保育園では定員の余力の範囲で特例として受け入れを行っていたところ、保育所型認定こども園は教育認定児童の定員を設けることができますので、受け入れ枠を明確に確保することで、より入園しやすくなることが考えられます。市内における保育サービスの均等化につきましては、サービスの質、水準という点においては市内全域において担保されるべきであると考えており、今後もそれぞれの地区の状況に最も適した形を模索していきたいと考えております。

最後に、4つ目の公私連携保育所型認定こども園の発足についてお答えします。神岡地区の公私連携保育所型認定こども園の設置について、昨年の6月議会で方針を表明して以降、まず、7月には神岡地区の在園児の保護者及び住民に向けて説明会を行いました。その後、10月に市の子ども・子育て会議において保育所整備計画を承認いただき、令和6年1月には市と双葉福祉会で新施設移移のための基本的な事項に関する覚書を締結いたしました。今年度は新施設の園舎となる双葉保育園園舎の改修工事を進めており、令和7年3月には市と双葉福祉会において公私連携施設の運営に関する協定を締結する予定としております。令和7年度は新施設の備品整備や新施設の認可申請を岐阜県に提出するなど、より具体的な準備を進め、令和8年3月に双葉保育園、旭保育園の両園を廃止し、令和8年4月から公私連携保育所型認定こども園を開所するというスケジュールとしております。

また、新施設の保育内容についても、現場の保育士で構成する保育部会を設け、昨年度より協議を進めております。保護者及び住民説明会の際に伺ったご意見や、在園児保護者と子育て支援センター利用者を対象に実施したアンケートにより、残してほしい行事や大切にしてほしい活動などのご要望をいただいておりますので、それらをもとに両園のよいところを合わせた、よりよい保育ができるよう検討を進めてまいります。

なお、今年度4月からは市の保育士1名を双葉保育園へ派遣し、双葉保育園からも保育士が交代で旭保育園の保育に参加するなど職員の交流もスタートしており、併せて双葉保育園と旭保育園の合同行事の実施など、園児同士の交流も進めているところです。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○10番（住田清美）

保育園の運営についてご答弁をいただきました。今年度は希望された方が全員入園できて、待機児童ゼロということでもありがたく思っているところでございますけれど、やはり未満児に対しては厳しい状態だということも今答弁の中で知ることができました。それで、未満児については一部でございますけど、第2希望、第3希望ということは希望する保育園には入れていな

い。預かってもらえるけれど、希望するところではないというところ。それから、特に兄弟姉妹で2人、3人預けていらっしゃる方は上の子と下の子で別々の保育園に通っている現状があるということも今お話を聞きました。申し込みが多いので点数制にしていろいろ家庭状況を考えながらということもあるかもしれませんが、特に園の状況が整わないのでそういう状態ができていくというような感じを受けましたけれど、例えば未満児が希望する保育園に入るためには保育士の数が足りないのか、整備する部屋の数が足りないのか。そこを充当してやれば未満児も希望する保育園に入れて、兄弟児も同じ保育園に入ることができるのでしょうか。特に、送り迎えをする親御さんにとっては朝の5分、10分は本当に貴重な時間です。上の子はこっちの保育園、下の子はこっちの保育園、本当にそれって不便だと思います。保育士の数なのか、部屋の数なのか、そこを何とか充当して同じ保育園に預けられるような整備はできないものなのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

議員言われるとおり、同じ保育園というのが保護者側からとしても当然ありがたいということは重々承知しておりますが、保育士の数と部屋の数、両方がマッチしないと受け入れることができないということです。参考までにゼロ歳から2歳の入園率を申し上げますけども、今年の4月1日ですけども年齢別の人口の割合でゼロ歳が42.1%、1歳が59%、2歳が81.9%となっております。これだけ多い入園率というのは過去には想像できなかったんですけど、今こういった共働きが多い状態で保育園に預ける親御さんが多くなっているということなんですけども、どうしても安全上、キャパシティー以上にお預かりすることはできないということで、重々承知はしているんですけども、泣く泣くよその園でもいいですかということで了解をいただいているような状態です。保育園の入園の申し込みのときには希望する保育園に入れないことがあるというようなことはお話ししておりますけども、それでも我々もなるべく親御さんの希望に沿うように調整しているところですけども、今申し上げましたとおり、これだけ申し込みが多いとそういうことも発生してくるということでございますが、今後なるべく空いたらそちらへ移っていただくとか、そういう調整を図っていきたいと考えております。

○10番（住田清美）

部屋の数は多分いいのかなと思ったりもするんです。といいますのは、私ボランティアで絵本の読み聞かせをしておりますが、今週ある保育園に訪れましたら、以上児の数が減っていくものですから空き部屋が増えていくというお話を聞きまして、今までは保育室として使っていたところが、あれ、保健室ができたのというような形で、空き部屋を別の用途で使っている保育園もありました。今後、多分年少、年中、年長の子たちは減っていくと思うんです。先ほども言いましたが、3年後には50名近くが減ります。特に神岡町の減り方がということでございましたけど、神岡町は本当に3年後には年少、年中、年長だけで70名を切るような形になっていきます。そうすると部屋は空いてくるので、そこに未満児を入れるような工夫。それから保育士募集についても様々な手を使っていただいて、厳しいとは思いますが何とか保育士も確保していただいて、希望する保育園に希望する保護者が入れるように、そして年度途中からの未満児についても、年度当初に見越して申し込みを受けるといえることですが、年度途中で各家庭で何が起きるか分

からない、働きに出なければいけない場合も出てくる、預けなければいけない場合も出てくる、そういうときでもしっかり飛騨市の保育園に未満児でも預けられるような体制を今後も取っていただきたいと思います。部屋は空いていると思いますので、何とか受け入れる体制を整えることはできないでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

部屋は空いているかもしれませんが、今は2歳児の数が非常に多いと聞いておりまして、そっちのほうに部屋を使っていると思います。おっしゃるとおり、我々も受けたいんですけども、今私立で受け入れられないというのは、なるべく公立の保育園で受けるような調整の仕方しておりますが、保育士の数につきましても私立ですと社会福祉法人が運営していらっしゃるもので、簡単に増やしてくれというわけにはいきませんが、今後も話し合いを進めながら保育士の確保と未満児が希望する保育園に全て入園できるような努力はさせていただきたいと考えております。

○10番（住田清美）

保育士の確保も大変かと思えます。でも頑張ってください、希望する子供たちがしっかり保育園に入って、しっかりした保育を受けていただけるようお願いいたします。

そして保育園に一時保育という制度もありますが、保育士が少ない中では今一時保育は機能しているのでしょうか。何かあったときに保育園にちょっと預けて病院に行きたい、親戚の法事に出たいというような場合に一時保育に預けるケースもあると思うんですけど、一時保育は今のところどの園でも受け入れ可能にはなっていると思いますが、実際受け入れは可能なのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

申し訳ございません。全ての保育園について把握しておりませんが、公立保育園では園長が対応するとか、なるべく一時保育については預かれるように対応しております。

○10番（住田清美）

それから、保育園の将来展望の中で修繕計画を各園で立てていらっしゃるということなんですけれども、園舎もだんだん老朽化してきます。古川町で言えば宮城保育園は古いと思います。私立で建てた増島保育園もそろそろ大規模修繕の年限に入ってくるのではないかと考えています。今後も子育て支援を充実していく中では、今聞きましたように未満児が年々年々預けられる数も増えていく。子供の数は減っても保育園に預けられるパターンは増えていくということで、しっかりと子供たちが安心して保育をしていただける園舎であったり、水回りであったり、いろいろな機能はしっかりと継続していただきたいと思っています。特に公立の場合は全て公費で修繕がされるのでいいんですけど、私立の保育園については国の補助とかはありますし、市も補助をさせていただきますが、大規模修繕についてはある程度法人の持ち出しも出てくるのではないかと考えていますので、その時点で修繕ができないということがないように市のほうでも各園で立て

られた大規模修繕の計画をしっかりと把握していただいて、例えば年度ごとにこの保育園の屋根をしなければ、この保育園の水回りをしなければというような系統立てた修繕計画は市のほうではお持ちでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

細かい修繕計画についてはしておりませんが、大体いつ頃こういうものが修繕しなければいけないということは把握しておりおます。あと小破修繕等については園のほうから要望があったときにそのときそのときで対応しているんですけど、大規模修繕については大体の見込みということでは計画しております。

○10番（住田清美）

子供たちがしっかりと環境のいいところで保育をしていただきたいと思いますので、市のほうでもしっかりと計画を持っていただいて、それに沿った修繕をお願いしたいと思います。

それから3番目の保育の形態についてですけど、この認定こども園というのは本当に保育園と幼稚園のいいところを取って認定こども園というのができていると思うんです。今回神岡町で認定こども園が発足するわけですが、ほかの保育園、特に私立は特色ある保育をということで打ち出していっちゃいますけど、この前提として、認定こども園が持つよさを引き出すためにほかの保育園も認定こども園的な扱いにすることは考えていませんか。あくまでも保育園、そして認定こども園という2つの存在の保育園をこのまま継続させることになりますか。全部を認定こども園にするような計画はないでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

認定こども園のよいところは、共働きとかで保育を必要とする子供でなくても教育認定ということで入園が可能になる点があります。そういうことで、ひょっとすると給付金といいますか、運営費が多くなるというような場合もございます。ただし、市内には公立保育園と私立保育園とございますので、先ほど答弁いたしました神岡町の認定こども園も参考にしながら各地域の児童数や保育ニーズに応じた保育園を民間とも相談しながら今後検討していきたいと考えております。

○10番（住田清美）

保育園の審議会の中で、各町に公立の保育園は1つずつ残すというような方向性は今のところは決まっていますが、今後こういう検討をされるときには今おっしゃったように、もし、いいところ取りができる認定こども園がいいのなら、そういう方向にまたスライドしていくようなことも今後検討の課題の中に入れていただければと思っています。そして、神岡町で令和8年度から新しい認定こども園がスタートいたします。古川町でも昔、鮎ノ瀬保育園と鷹狩保育園が児童数の減少、園舎の老朽化等によって2つの保育園が1つになって、新たにさくら保育園になったことがあります。そのときも保護者には丁寧に説明をしながら、また、交流保育、人事交流などしながら、新しい園ができて皆さんに笑顔で通っていただけたことができたので、ぜひ神岡町

の認定こども園に対しても丁寧な順序を踏んでいただきながら、飛騨市の子供たち、そして子育てをする親御さんたちが安心して子供を預けられる、安心して働ける、そういう保育園を目指して今後どうぞご努力をお願いしたいと思います。次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、消滅可能性自治体の公表を受けて、さらなる改善に向けてどのようにお考えかをお尋ねいたします。4月から5月にかけて新聞紙上に消滅可能性自治体の記事が掲載されてきました。これは民間組織「人口戦略会議」が発表したもので、将来的に消滅の可能性があると思なした744市町村の一覧を公表したものです。2020年から2050年の30年間で子供を産む中心世代の20代から30代の女性が半数以下になるとの推計が根拠です。県内42市町村のうち、消滅可能性がある自治体は16市町村で、割合は38.1%。飛騨市もこの16市町村の1つですが、2014年の前回調査と比べますと改善と記されています。また、6月16日に開催されました「飛騨市少年の主張大会」でも中学生がこの問題について発表され、現実を受け止めるとともに、人口減少対策として打ち出している数々の補助制度をもっと周知したほうがよいなど、建設的な意見もありました。人口減少問題については、前回の3月議会でも複数の議員が質問に立たれ、市よりは、市民が暮らしやすいまちづくりを全方位的に進めることが結果的に人口減少対策になるという考え方であり、ピンポイント施策ではないとのことでした。以上を踏まえて、お尋ねいたします。

さらなる改善に向けてどのようにお考えか。今回の消滅可能性自治体の公表では、20代から30代の女性の数を維持あるいは増加させれば、この消滅可能性自治体からのさらなる改善が図れるのではないのでしょうか。この世代に特化した新たな試みは飛騨市としてはないのでしょうか。市の見解をお伺いいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

消滅可能性自治体という問題につきましてのお尋ねでございます。今ほども議員からご紹介ありましたように、4月に人口戦略会議が「令和6年地方自治体「持続可能性」分析レポート」というのを発表いたしましたわけでありまして、ここで飛騨市が消滅可能性自治体としてリストアップされているということでございます。これは2014年に前身になる日本創生会議が同様のレポートを発表しておりまして、それから10年ぶりということでございます。

当時、10年前、この消滅可能性自治体という名称が大変な反響を引き起こしまして、その発表ぶりには賛否両論があったわけでございますし、未だに消滅可能性自治体の発表について随分いろいろな議論が出ております。中にはかなりヒステリックに怒ってらっしゃる首長もおられるようですが、ただ、人口の分析ということから見ますと、特に20歳から39歳の若年女性人口、これは母親となる女性の人口というふうに言い替えてもいいわけですが、ここに着目した点においては実態を明らかにしやすいという点で的確なものであると私は考えております。要は、名前のつけ方、分類の仕方が問題だということでもあります。

飛騨市は2014年の分析において、基礎となっております国立社会保障人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口」における2040年の推計人口と2010年の国勢調査の結果を比較して、若年女性人口の減少率が60.1%であるということで、消滅可能性自治体という線を50%で引き

ましたから、そこよりも上回っているということでこのような判定になったということです。ここは基本として抑えておく必要があるかと思えます。今回は2020年の国勢調査と2050年の人口推計を比較したということですが、若年女性人口の減少率がごく僅か改善をしたものですから、消滅可能性自体に変わりないけれども、若年女性人口減少率が改善という分類になったということです。これについては社会減対策が必要であるということがコメントされておりまして、その分類の中に入っているということになります。

一方、今回の分析には非常に大きな特徴がありまして、ここが大事なのですが、封鎖人口というものの比較をしたということが今回の特徴です。封鎖人口は何かといいますと、人口が外に移動しない、その自治体から外に出ない、入ってこないという前提で推計をしたときにどういう数字が出るか。それと現状を比較したというのが今回の特徴なんです。つまり、外に人の出入りがないということは、今の飛騨市の中で出生と死亡、特に出生と子供が生まれてくる数が人口に対してどうなのか分析するということをやるのがこの封鎖人口でありますけど、封鎖人口のデータを見ますと、飛騨市の若年女性人口の減少率はマイナス8.4%です。これは全国平均がマイナス35.8%、そして県内平均がマイナス28%ですから、実は全国、県内に対しても若年女性人口の減少率は極めて低い。そして、県内42市町村の中でいいほうから4番目という数字なわけです。これは何を意味するかといいますと、飛騨市で生まれて育つ若年女性は実はあまり大きく減少していないということの意味するわけです。したがって、進学とか就職で流出が大きい、これが結果的に大きな減少率になっているということの意味している。ここを解き起こしたのが、今回のこのレポートの特徴です。つまり何がそこから見えてくるかといいますと、例えば子育て支援とか教育環境の整備というのは一定の評価ができる。その一方で、流出対策として例えば若年女性の働く場所の確保とか、集合住宅、アパート等の住宅の確保が依然課題となっているということを示唆しているのが今回のレポートの意味であります。

その点でいきますと、まず働く場所の確保というのが1つ大きなポイントになるわけでありまして、やはり起業化奨励金制度など起業される方への支援というのが有効だと考えています。これまで何度かこの場で答弁をしてきましたけれども、市が行っている事業をアウトソーシングして、そこで事業を立ち上げてもらう。それが働く場所を生み出している例が、ここ近年、好事例として出てきております。例えばふるさと納税の業務を受託して、古川町内で起業された地域商社のヒダカラ、それから飛騨市学園構想とか飛騨市民カレッジの教育分野のパートナーであるEdo、それからまちづくり支援のnodeを運営している事業者もおります。これらはいずれも若い女性たちが多く働いておりまして、特にヒダカラはかなりの人数になっておるわけでありまして、これは今までこういった若年女性が働くクリエイティブな企業というのは飛騨市にはなかったわけでありまして、それがこうした雇用を生み出している、働く場所となっているということだろうと思えます。こうした事例が生まれることが重要であるということですから、やはり起業を志す方に市も積極的に支援する。あるいは市の仕事を積極的に委託することによって、ソフト系の仕事を生み出していくことが必要ではないかと考えます。

それから住宅でありますけれども、やはり若年の方々となりますと家建てるどころまでまだ行かないということになりますから、アパートを建設する事業者の方々へ支援をして、アパート不足を解消するのがやはり大変重要ではないかと思っております、こうした補助制度も今創設し

て取り組んでおるといことです。また、空き家の賃貸住宅化、空き家を賃貸してもらうことも重要でありまして、そのための改修補助の拡充等も行っておりまして、空き家流動化に向けた取り組みも併せて行っているということでもあります。こうしたことによりまして、若年世代の住居を確保することも今後も推進していきたいということです。

その点で、現状の数字をご紹介申し上げておきますと、人口動態統計というものがありまして、毎年人口の出入りを見ておるわけでありまして、令和5年の人口動態統計、市の社会動態、これは転入と転出です。転入と転出の差が昨年マイナス69人という数字でした。これは、実は市政施行以来最少、つまり出ていく数が最も少なかったというのが昨年の数字です。大体2000年代は、飛騨市はマイナス200人から230人、2010年代がマイナス150人から200人で、2020年代になって110人前後という数字で、毎年それだけ出ていっていたわけでありまして。年によってももちろんばらつきは若干ありますけれど、それが昨年は69人ということです。これは外国人の増加ということもありますが、個別に見ていくと、日本人の住宅事情あるいは環境のよさを評価して入ってくる方が大きくプラスになっているという特徴がございます。中でも注目すべきは、県内の社会動態、つまり県内の転入転出者でありまして、飛騨地域の中での移動が市政施行後、初めてプラスになりました。これは飛騨2市1村との間ということですが、プラス23人の流入超過ということになっておりまして、恐らく市政施行前の町村レベルの数字を足してもあまりなかったことではないかというふうに思っております。そうした数字も一喜一憂するものではありませんので、ただ数字として見ながらデータに基づいて政策を展開していくというのは大事だろうと思います。

ただ、これは繰り返し申し上げておりますが、いずれにしましても人口については減少がここまで進んでしまいますと、飛騨市のみならず全国どこもそうですが、増加に転じさせるようなことは無理だと。即効薬も特効薬もないというのは現実です。これは受け止めざるを得ない現実ですから、逆に目先の細かい数字で今年はどうだった、来年はどうだったということで一喜一憂するのではなく、市民が暮らしやすいまちづくりを全方位的に進めることが結果的に人口減少対策になるということ是不変なことをごさしまして、先ほどのピンポイントの政策はもちろんありますが、結果としては全てのことをしっかりとやっていくということが大事ではないかと考えているわけでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○10番（住田清美）

ご丁寧な答弁をいただきました。たくさん数字をいただいたので、ちょっと整理しかねますが、でも、今おっしゃった中では社会動態、転入・転出の数も少なかったということと、それから20代、30代の若い世代の女性の減少率が飛騨市は少ない。私が思っていた以上に少ない。私はもっと転出して帰ってこないというイメージがあったのですが、意外とここにとどまってくださる若者たちが多いということ。その中でも特に女性もここで頑張ってくださいているということが分かりました。だからそれが合計特殊出生率が1.7をキープしている要因でもあるのかなと思っています。

ただ、人口減少対策の中でピンポイントではされないということですが、特に20代、30代、これから母親となるべき世代の人たちの取り組みといたしまして、市長はたくさん学校とかへ行ってお話される場合もあると思うんですけど、やっぱりこの問題について小さなときから子供た

ちに飛騨市の現状を知っていただくのと、飛騨市では例えば奨学金でも、こんな奨学金があつて夢を叶えられるんだよ、帰ってきたらこんな補助金もあるよ、住むところもあるよ、いろいろなことを市長はじめいろいろな方、私たちもそうですけれど、子供のうちから教えてあげることも大切かと思っておりますし、私は特に20代、30代の女性に関して、例えばですけど体の問題、心の問題を相談する部署、ポジションというのが何となく手薄いのかなという気がいたしております。今市長の肝煎りで思春期健診というのをやられるようになっておりますが、まさにこの思春期の時代から特に女性の心とか体も含めて、生理から妊孕性の問題から更年期から全部含めて、女性の生涯にわたる相談的なポジションがしっかりあるとよいと思っております。特に妊孕性の問題は若いうちから知ることは大切だと思っております。気軽に話せる場所があるといいと思っておりますが、この思春期健診はまだ全容、詳細は分かりませんが、女性ならではの悩みを相談できるようなところを思春期健診の中に保健師を組み入れた形の中で入れていただけるといいなと思っておりますが、その辺の方向性はいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ご答弁の前に先ほどの数字の話ですが、決して若年人口が減っていないわけではなくて大きく減っているんですが、外への流出が大きいというのが特徴であるというか、そこは事実として押さえておいていただきたいということです。

それで、今の女性の体と心の問題の相談の話ですが、今取り組もうとしております思春期健診は1つの大きなツールになるだろうと思っております。何せ社会実装をするのが全国で初めてになるので、今まずこういったものを理解してもらおうということから始めなければならないものですから、今年どのくらいの中学生、高校生の皆さんが健診を受診して下さるかというのは1つの試金石ですし、これを踏まえてこの後どうしていくのかということを考えなければいけないわけですが、その中で行われることはこういうことを見ますよということよりも、およそバイオサイコソーシャルと言いますが、体の問題、心の問題、社会との関係の問題、全てを見るということになりますので、当然その中では体の問題もありましょうし、心の問題もありましょうし、あるいは家族とか学校の友達との関係の問題というものが出てくると思います。そういったものをとにかくトータルでこの思春期の部分、中学校、高校の世代の部分で見ていくというのがこの取り組みです。ここをまずしっかりと実施しながら、最初から盛大にうまくいかどうかはやってみないと分かりませんが、うまくいかなかったとしても改善して粘り強く続けて、これを日本のモデルになるような形に何とか持って行きたい。その先には必ず女性のウェルビーイングといいますか、本当に心から暮らしやすい、安心して暮らせるという状況が必ず来るというふうには私は信じているので、そこに持っていきたいというふうに思いますし、思春期をしっかりやれば必ずその後大人の世代のところに続いてくることになります。あなたは思春期卒業したから何も市は手当てしませんよというふうには絶対ならないので、それがずっと生涯のいろいろな相談体制ということにつながっていくと思いますから、それをもちろん見越した上で取り組んでいる事業だということになります。今週スタートの発表をいたしますけど、何とかまずは大勢の人に受けてもらいたいなということを思っている次第でございます。

○10番（住田清美）

今は男だから女だからという時代ではないかもしれませんが、やはり女性特有の問題もあります。今、思春期健診がスタートされるそうですので、様々な心、体の問題も含め、それから中学生がこの間少年の主張大会で発表してくれましたけれども、子供たちもしっかり飛騨市に誇りを持って、ここで生きていきたいと思っている。そのためにはじゃあ何ができるかということ在全市民一緒になって考えていけるようなまちづくりができたらと思っています。飛騨市の子供たちのためにも、保育園のためにも、ぜひ皆さんで頑張ってください。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

〔10番 住田清美 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で10番、住田議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時といたします。

（ 休憩 午前10時53分 再開 午前11時00分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

1番、佐藤議員。

〔1番 佐藤克成 登壇〕

○1番（佐藤克成）

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、事前通告どおり質問させていただきます。やはり人生2回目の一般質問に立ちましても足元が震えておりますので、頑張りたいと思います。

まず1点目、救命救急体制について4点ご質問させていただきます。1点目、不要不急の119番通報について。2点目、搬送人員が上昇傾向の中で、その対策について。3点目、乳幼児搬送に対応した設備や訓練について。4点目、学校給食における窒息事故の防止について。

消防庁が公表した令和5年の全国の救急車の出動件数の速報値によると、救急車の出動件数や搬送人数がともに過去最多を更新しました。年齢区分別では高齢者が6割強となっており、次いで成人が3割強、乳幼児が4%弱となっています。要因として高齢化の進展が挙げられます。また、年々猛暑により熱中症患者も増えており、季節的な要因による増加も救急体制を逼迫させています。加えて、新型コロナウイルス感染症の流行を経験し、人々が体調の変化に敏感になり、不安から救急車を呼ぶハードルが下がっていると言われ、コロナ禍前と比べて出動件数はより上昇傾向を見せています。傷病程度別の搬送人数を見ますと、入院の必要のない軽症の場合が5割弱もあります。このままでは重症者や重篤な人を搬送できなくなる事態に陥りかねないとも言われています。飛騨市は高齢化率が40%を超え、高齢夫婦世帯、高齢単身世帯の利用も増えていく

と考えられますので、飛騨市の救命救急体制の現状についてお伺いします。

1点目、不要不急の119番通報について。東京消防庁によりますと、緊急性の低い通報が全体の2割を占めています。NHKの番組で「エマージェンシーコール～緊急通報指令室～」というものがあります。24時間365日、どんなときも応答してくれる緊急通報の指令室にカメラが密着する番組ですが、見ていますと急病人の発生から助けを求める通報内容ばかりではなく、緊急性のない、そもそも消防で対応すべきことではない通報もありました。こうした状況は都市部に限った話なのか、それとも飛騨市においても一定割合あることなのかお伺いします。また、緊急性の低い通報に対してどのように対応していくのかお伺いします。

2点目、搬送人員が上昇傾向の中で、その対策について。全国1年間に救急車で搬送された人が600万人を超え、20人に1人が搬送されている計算で、現場到着までの所要時間が令和4年には平均で10分を超えました。また、入院の必要のない軽症の場合が5割弱あり、原則全て搬送するという対応では将来的に緊急度が高い重症者を搬送できなくなることも予想されます。また、限られた職員の中で現場が疲弊していくのもよくありません。消防庁が全国の消防本部に行ったアンケート調査において、救急現場で実施される緊急度判定は医療機関を選ぶために実施した事例が最も多く、搬送する必要があるかどうかを判断する目的で活用したという消防本部は少なかったという結果があります。搬送を見送らない理由として「説明に時間がかかり、現場滞在の時間の短縮につながらない。」、「同意を得るのが困難。」などが挙げられています。緊急度の高い、本当に必要な人が行政サービスを受けられる体制を維持していくために、まずは救急現場の実情を広く飛騨市民に知っていただき理解を得ることも必要だと思います。そこで飛騨市の救急救命の現状と対策をお伺いします。

3点目、乳幼児搬送に対応した設備や訓練について。ほかの自治体では乳幼児の搬送を見送った結果、その後重症化し、重篤な状態に陥ったケースがありました。乳幼児は自分の体調の異変を説明できず、両親の説明やデータから状態を確認する必要があり、幼い子供ならではの対処の難しさがあります。高齢者に比べると、救急隊が幼い子供の重症事案を経験したり学んだりする機会が少ないのが現状だと思います。飛騨市の場合、子供のサイズに合わせた器具が救急車に整備されているのか、小児救急において救急隊が適切な評価と処置を行えるように訓練を行ったり、対応を学ぶ講習を受けたりされているのかお伺いします。

4点目、学校給食における窒息事故の防止について。今年、福岡県内の小学校で1年生の児童が給食を喉に詰まらせて死亡する事故を受けて、文部科学省から各都道府県教育委員会等宛てに「学校給食における窒息事故の防止について」の緊急の通知が出される事態となりました。窒息事故が起きた場合はすぐに119番通報をし、救急隊が到着するまでの間は教職員が詰まらせたものを除去するように試みる必要があります。いつでも教職員が窒息事故への対応を取れるようになっているのか、また、窒息事故が起きた場合、どのような方法で除却を試みるようになっているのか、飛騨市の学校給食の事故防止への取り組みをお伺いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

まず初めに、4点目の給食における窒息事故の防止についてお答えいたします。万が一事故が発生した場合の対応については、各学校において毎年、年度の初めの職員会で「危機管理マニュアル」をもとに事故・けがの救命救急対応や「食に関する指導の手引き」で初動体制を確認しています。緊急対応時の職員の動きについては、フローチャートに分かりやすくまとめてあるものを職員室に掲示するなど、事故発生時に迅速に対応する体制を整えております。また、このマニュアルについては毎年見直しを行い、適切なものにしていきます。

喉につまったものの除去方法については、食に関する指導の手引きの「給食の時間における窒息事故防止」に、背部叩打法と腹部突き上げ法が図式化して掲載・説明されております。2月の福岡県での事故を受けて、改めて職員会などで2つの除去方法の実演をするなど、全校の教職員で確認を済ませ、有事に備えています。また、今年度も救命救急講習の際に消防署員から実技指導をしてもらうように計画しております。

給食中の窒息事故の対応としては、事故発生時の適切な対応に加えて、未然に防止する児童生徒への指導が大切と考えておりますので、日頃から児童生徒に対して「食べやすい大きさにする」、「よく噛んで食べる」、「急がずゆっくり食べる」ことを指導しております。また、給食の際は学級担任等が注意深く児童生徒の様子を見届けています。こうした安全指導によって教職員が子供の命を守るとともに、児童生徒自身が自分の命は自分で守るという意識を高め、行動を身につけています。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔消防長 堀田丈二郎 登壇〕

□消防長（堀田丈二郎）

答弁に先立ち、初めに飛騨市の救急の特徴について、全国の救急と比較して説明させていただきます。全国と同じ傾向を示しているものとして救急出動の増加がありまして、令和4年、令和5年と2年連続で過去最高の出動件数を更新しています。具体的な数字としまして、平成26年から令和5年まで、過去10年間の平均した年間救急出動件数は1,090件ですが、令和4年は1,204件、令和5年は1,269件と大きく増加しております。総務省消防庁では、議員ご指摘のとおり救急出動増加の原因の1つとして不用不急の救急要請も一定数あることから、救急車の適正利用をPRしているところです。

一方、全国平均では救急搬送された方の5割近くの軽症者に対し、飛騨市では軽症者は29%と少なく、残りの71%は入院を要する中等症以上ということで、救急車は適正利用されていると認識しております。むしろ、近所の目を気にする、様子を見る、我慢するなど救急車を呼ぶことに躊躇する傾向が見られ、例えば昨年古川消防署の救急出動729件のうち102件が救急車を発生した現場へ呼ばず、ご家族や関係者が消防署へ車で患者を連れて来て、そこから救急車で病院搬送する、いわゆる駆け込み救急であったり、飛騨市民病院から県内外の専門病院に転院搬送された事例155件のうち、およそ半数がご自宅や職場で発症後に救急車を利用せず、ご家族など関係者が病院へ連れていく、いわゆるウオークイン患者であるのが現状です。患者の状態悪化を防ぐ、予

後をよくするという意味で躊躇なく救急車を呼んでほしい、全国とは違う傾向があるということ
を前置きした上で答弁させていただきます。

まず1点目、不要不急の119番通報についてですが、過去5年間で緊急性がないと判断した事例
はありませんでした。一方、火災救急など緊急通報以外の問い合わせなどが119番通報で来た場合
は、一般加入電話に切り替えるようしています。

続きまして、搬送人員が上昇傾向の中での対策についてお答えします。緊急度判定は、全国の
救急隊と同じように搬送する医療機関選定のために実施しますが、搬送するか否かを判断したこ
とはありません。理由は、そもそも救急車は適正利用されており、都市部であるような救急車で
行くと優先的に診てもらえるからなどといった不要不急な救急要請はないからです。

また、救急出動が増加している中での対策についてですが、飛騨市は管轄面積が広く、集落も
点在し、かつ、病院まで搬送時間も長いことから人口約2万2,000人に対し5台の救急車を配備し
ており、これは人口4,400人に対し1台の割合となります。一方、全国平均では令和5年4月1日
現在で救急車はおよそ人口1万9,000人当たり1台の割合であり、飛騨市は人口比で救急車を多
く配置していることから、救急件数は増加しているものの現状の体制で維持できております。も
う1点付け加えれば、搬送する医療機関は高山赤十字病院、久美愛厚生病院、飛騨市民病院が主
な病院ですが、いずれの病院も救急体制のとりでとして献身的に受け入れ態勢を整えていただい
ており、一時的に応需できない場合があっても、お互いを補完する連携協力体制も取られており、
救急受け入れ困難事例も発生していません。

続きまして、乳幼児搬送に対応した設備や訓練についてお答えします。議員ご指摘のとおり、
乳幼児搬送は救急事案も少なく、乳幼児本人から自分の状態を聞き取ることが難しいため、両親
からの説明が主な情報源となります。医療の世界では「小児は成人のミニチュアではない」と言
われており、成人と同じ対応はできないという標準的な考えがあります。例えば、意識状態の評
価でジャパン・コマ・スケールやグラスゴー・コマ・スケールなどを用いますが、評価の内
容が小児と成人では違っています。また、バイタルサインといわれる呼吸や脈拍、血圧などの標
準値も小児では発育段階、年齢ごとに違うことから、救急隊員はバイタルカードを携行し、測定
したバイタルサインが正常値であるかを判断しています。そして、これらの用語は医療機関との
共通言語として使用されています。さらに消防、病院間で定期的な勉強会や過去の症例に対する
検討会を実施しており、乳幼児蘇生や小児外傷も標準的な活動ができるよう勉強会などにも参加
しています。

小児に対する医療資機材につきましては、前述しましたバイタルサインを計測するための血圧
計や血液の中の酸素量を計測する機材、また、呼吸や心臓が停止した際に使用するAEDパット
や、空気の通り道を確認して肺に酸素を送るためのチューブなど、小児用の資器材も取り揃えて
おります。

救急対応の概念としまして、アンダートリアージ、これは患者の状態を我々が過少評価するこ
とですが、アンダートリアージを10%以下とするために、50%のオーバートリアージを容認する
というものがあります。特に自分の訴えを言葉にできない乳幼児に対しては、状態を過大評価、
要は観察して判断した以上に重症だと見立て、対応するようしております。

〔消防長 堀田丈二郎 着席〕

○1番（佐藤克成）

ご丁寧な答弁ありがとうございました。まず、学校給食の窒息事故防止について、危機対応マニュアルなどフローチャートを職員室に掲示するなど、職員への周知徹底がされていること、また、実践訓練も実施されているということで安心することができました。実際数は少ないとは思いますが、主に誤って喉を詰まらせてしまうというのは小学校低学年の1年生、2年生の頃で、歯の生え変わりの時期で上手くそしゃくをできずに、そのまま食べ物を飲み込むような形で食べてしまうというのが大きな原因だと言われております。自分の命は自分で守るという中で、食べやすい大きさだったり、そういった工夫をして食べるように指導が行われているということでもありますけれども、やはり低学年の1年生、2年生ですとそこまで理解することができずに、給食時間も決められた時間で、半ばかきこんで給食を済ませるというような実態も聞き及んでおりますので、実際には教職員の目配りが行き届かない中で事故が起きてしまうということがあるかと思っております。そこで実際に教職員の方が対応を取れるような体制になっているということですので、引き続き教職員の方にはご対応いただきたいと思っております。

1点懸念がありますのは、教職員の方は県の職員ということで、市は学校の施設の設置者ということでその責任が県の職員なのか、市のほうの責任なのかというところが事故が起きた場合に問題になってしまう場合があると思うんですけれども、事前にその事故を防止するということが大事になってきますので、市としても教職員への服務監督指導ですかね、そういったことを気をつけるように今後も引き続き対応いただければと思います。

続きまして、飛騨市の救命救急体制についてのご答弁をいただきました。自分が問題意識を持っている以上に飛騨市は救急車の適正利用が図られているということで、乳幼児の搬送において搬送が見送られた結果重症化してしまった案件というのは、保護者の同意が得られて結果搬送をしなかったということで、その後自分で駆け込み救急ということで病院を受診された結果、その間に重症化してしまったということなんですけれども、飛騨市の場合は緊急性のない出動ということで搬送が見送られた件がなかったということで、不搬送によって乳幼児が重症化してしまうような体制もないですし、小児救急に対する対応も取れているということで安心しました。

では次の質問に移らせていただきます。2点目、地域活性化人材育成支援事業について質問させていただきます。①事業の目的と広報活動について。②2校が指定大学になっているが、その理由は。③事業の申請状況と学生の卒業後の進路について。④地元で就職する学生の支援について。

新年度が始まり、もう6月も終わろうとしています、高校3年生は真剣に進路を考えている時期かと思っております。飛騨市には地域課題解決能力の習得を目的として指定大学の指定学科へ市内就職の意向をもって就学する方に対し年額25万円を給付する支援制度があります。高校3年生にはぜひ知ってもらいたい事業になります。少子高齢化によって引き起こされる様々な課題に直面する飛騨市において、持続可能な社会を展望しつつ、よりよい地域社会の構築を实践できる人材を育成することは非常に望まれることです。そこで当該事業について伺いたいと思っております。

①事業の目的と広報活動について。大学進学を機に地元飛騨市を離れ、そのまま大学の所在する地域や都市部への就職を希望する学生が多い中で、少しでも地元目に向けてもらおうと支援していく姿勢を前面に出していくことは必要だと思います。年額25万円と決して低くはない金額

が提示されており、昨今の物価上昇により仕送りする親の負担や生活費、学費などが上昇する中で、他の奨学金制度と性格の異なる純粋なインセンティブを与える施策だというのが感想です。一方で、進学を考えている学生やその保護者にどの程度知られているのか、支援事業を用意した飛騨市の意図が十分伝わっているのか、どのように学生らへ周知、働きかけを行っているのかお伺いします。

②2校が指定大学になっているが、その理由は、3月定例会の予算特別委員会で少し質問をさせていただきましたが、指定校に2校が指定された経緯をお伺いします。2つの大学学部のホームページを見ますと、地域社会というテーマに主眼を置き、地域課題の発見と解決ができる人材を育成することを目的にしていることが分かります。大正大学の学生のインタビュー記事では、地域課題の実践学習としてフードロス削減と地域の特産品を結びつけるというテーマのもと、飛騨市とコラボレーションをしたスムージーの企画、販売をした学生の紹介がありました。飛騨市と指定大学2校とは連携があるというお話をお聞きしましたが、具体的に教えていただけますでしょうか。

③事業の申請状況と学生の卒業後の進路について。指定大学指定学部の就職先を見ますと、公務員や地元企業への就職割合が大きく、過去数年間の就職先として飛騨市役所などは見当たりませんでした。支援事業に手を挙げた学生の数と市内就職の見通しについて教えてください。

④地元で就職する学生の支援について。地域活性化人材育成支援事業に当てはまらず、それでも市内就職を視野に自分の興味関心分野について学び、志望する大学がほかにある学生もいるかと思いますが、そういう学生にも支援が広がるように検討されないでしょうか。また、高校を卒業して地元企業に就職する人に対してどのような支援、応援がされているのかお伺いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

飛騨市地域活性化人材確保対策事業についてのお尋ねでございます。まず、この事業の目的についてご説明いたします。この事業は、市の地域課題解決と地域活性化に取り組むことができる人材の確保、高等教育機関による専門的知識を得た学生の市内定住及び市内就業につなげることを目的に令和2年度より実施しております。市においては、飛騨市学園構想に基づき、保育園から高校までを1つの学園とみなし、小中学校においては地域学校協働本部と連携し、また、高校においては独自の取り組みにより地域連携型の課題解決能力の育成を目指す探求学習を推進しております。一方で、高校卒業後の大学生の期間にその力を伸ばしていくことが課題となりますけれども、飛騨市には現在大学がありません。そこで、市として同様の教育方針を取る大学と密接に連携し、飛騨市で学んだ生徒を送り出し、課題解決能力に磨きをかけてもらいたいと考え、本事業を実施するに至ったところです。

具体的な連携に当たっては、しっかりとした指導陣のもとで課題解決型の教育プログラムが行われている大学であることが不可欠であり、加えて、この分野においては地域でのフィールドワークが重要であることから、その場所として人口減少先進地、課題先進地であるこの飛騨市を選んでいただけることも重視しております。

このように、本事業は単なる奨学制度ではなく、学生の教育を通じた大学と市との連携事業であることに特徴があります。したがって、現在、地方創生やまちづくりを教育の特色とする大学が増えておりますけれども、連携先はどの大学でもいいというわけではなく、こうした市の狙いを理解し共感していただき、実際に学生の交流を行っていただける大学を対象にしているところです。これまで2名の市出身学生が本制度を活用しておりますが、現在のところ市内の高校に在学中の生徒やその保護者に対しての周知までは行っておりません。今後は、本制度が経済的支援を目的とした奨学金の性質ではなくて、地域課題解決の人材確保策であることを理解いただきながら、高校連携の中でも広く制度の周知を図ってまいりたいと考えています。

次に、2点目の本制度の指定大学となる大正大学、岐阜大学との連携についてのお尋ねです。先ほど申し上げましたように、連携先の大学はしっかりと課題解決型教育を行っていることはもちろん、市の目的を理解し、共感し、実際の学生の交流を行っていただける大学である必要があります。この点において、大正大学については吉城高校の地域連携によるYCKプロジェクトにおいて、同大学の浦崎太郎教授からご指導をいただいた当時の生徒が浦崎教授を慕って入学し、大正大学との連携協定を締結してはどうかとの提案をし、大学と市との橋渡し役になってくれたことがきっかけで締結に至りました。岐阜大学との連携については、県内の大学ということもありまして、連携協定を締結する以前よりさまざまな市の地域振興事業においてご協力をいただいております。その信頼関係の中で、大学が地域と協働した人材の育成や地域社会が抱える課題の解決に貢献することを目標に掲げており、市の考えと一致することから協定を締結したものです。

大正大学との具体的な連携の取り組みといたしましては、学生がフィールドワークとして1週間程度滞在し、飛騨市の特徴的な政策や政策形成プロセスなどを学び、学生視点からの新たな政策の提言などをいただいております。岐阜大学との連携の取り組みにつきましては、学生たちが宮川町種蔵地区における環境保全活動や魅力発信に取り組んでいるほか、市長インターンシップへの参加による地域課題解決手法の学びの実践なども行われております。また、連携事業を主導されている高木朗義教授には、市の総合政策審議会の会長として市の政策形成にも深く関与いただいているほか、専門の防災などでご指導もいただいているところです。

次に、3点目の申請状況や卒業後の進路についてですが、今までに支援制度を利用した学生は2名で、昨年度大学を卒業していらっしゃいます。2名とも市内での就職には至っておりませんが、飛騨市の地域課題解決に取り組みたいという意思は強く持っておられ、支援制度の条件である卒業後3年以内に市へ転入し、転入後1年以内に就職もしくは起業することを目指して社会経験を積みながら頑張っているとお聞きしています。また、連携先大学から市役所に就職を決めた学生はおりませんが、飛騨市というフィールドで学んだ経験を生かし、各地の企業、自治体等で活躍してくれているものと考えております。

4点目の地元就職する学生への支援について、私からは前段の本支援事業に当てはまらない学生への支援拡大についてお答えします。ここまでご説明いたしましたように、本事業はあくまでも課題解決能力の育成について市と志を同じくして連携していただけることが不可欠でありますので、具体的に該当する大学がありましたら指定大学として連携してまいりたいと考えております。また、他の地元就職者については、商工観光部所管の支援策や医療・福祉や農林業等、個

別の人材確保支援策を使っていたらと考えております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは高校を卒業して地元企業に就職する人に対してどのような支援、応援がなされているのかについてお答えいたします。現在、飛騨市においては、飛騨市就職奨励金制度にて市内企業に就職された方へ7万円を交付する支援を実施するとともに、飛騨市経済連合会との共催で「地元就職者歓迎のつどい」を開催し、社会人としてのマナー講習やカードゲーム等を通じて就職者同士が交流できる場を設けております。また、高校生自身が興味や関心を示し自分に合った職業を選択できるよう、就職情報誌「ANK IN INARU」を製作し、市内の高校生や市外の高校への配布を行っております。さらに年4回高山市で開催される「飛騨・高山合同企業説明会」への積極的な参加呼びかけを高校を通じて行っておりますし、令和5年度からは市内企業による高校説明会や、市外の高校を招いたバスツアーによる企業見学会を実施しております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○1番（佐藤克成）

飛騨市の奨学金事業は、経済的な理由で進学を諦めることがないように対するものですか、あとは医師、看護師、福祉人材、そういったどうしても地域に必要な人材を確保するための奨学金制度がありますが、それ以外に目立った奨学金制度がない中で、この事業が目につきましたので質問させていただきました。

先ほど住田議員の一般質問の中でありましたけれども、飛騨市は社会減ということで、人口の移動に伴って県外に人口が流出してしまう。とりわけ今大学の進学率が50%、全国平均ですと60%を超えておりますが、やはり進学される学生を何とか地元に着させるといったことが必要になってくるかと思えます。飛騨市の場合は小学生、中学生はもちろん、高校に至っても市内の高校と提携して地域課題だとか、自己探求型の課題解決カリキュラムを通して地域との交流をしていただいているところだと思えますけれども、やはり進学に伴って地元を離れてしまいますと、その次は就職ということで、次のステージでどこで活躍するかなということで、現実問題なかなか地元で思いをはせる機会が少なくなってくるかと思えます。そこで、この地域活性化人材支援事業というのは在学期間中に年25万円を給付するものでございます。給付いただけるのはもちろんなんですけども、市内就職の意向を持っておられるということですので、あらかじめ多くの学生にこういう制度があるということを周知して、積極的に活用した上で進学していただければ飛騨市にとってもメリットがあるのかなと思えました。現在2名の方が活用されて、卒業された方もいらっしゃるという中で、まだ現実飛騨市内の就職には至っていないということですが、今後どのようにこの事業を周知徹底されていくのかお伺いできればと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

先ほどちょっと答弁の中でも触れさせていただきましたけれども、制度の始まりの仕組みのところで、大学へ進学した後にそこの学校に在籍する生徒からの関係があったりして、その大学においてはそういうアプローチをさせていただいておりましたけれども、残念ながら今まで高校というところがなかったと。しかしながら、私どもの企画部はちょうど高校連携もやっておる部署でございますので、せっかく今2つの大学をこういうふうに指定をさせていただいておりますので、早速その辺りは周知させていただきたいと思っております。

加えまして、3月に申し上げたかもしれませんが、飛騨市をフィールドとして課題解決能力の磨きをかけたいといったような同じ志を持ったほかの大学がもしあれば、そこにもお声がけをしていくとか、そういったことはしていきたいと考えております。

○1番（佐藤克成）

大学としても自治体と連携をして各地域の課題解決を通して学生の教育に生かすということで、各大学が様々な自治体と連携を模索されているという実態があります。今回の活用についてはたまたま縁があった2校の大学ということでございますが、今後、縁があればという話になりますと、現状は2名の利用者数ということで伸び悩むことが想定されるんですけども、必ず今ある2校の大学、決して悪いことではないんですけども、大正大学ですと飛騨市にかかわらず各地域とのネットワークを生かして各自治体と幅広く連携をされております。岐阜大学に至っては岐阜県内の大学で日頃から交流があるということで分かるんですけど、大学はその2校にかかわらずたくさんございまして、各大学がそれぞれフィールドワークということで地方の自治体との連携も行われております。ですので、課題解決型カリキュラムがあるかどうかというところの確認が大事だと思うんですけども、少なからずどの大学に進学したとしても、大学というのは知の探求を通して社会課題を解決する場ですので、地域の課題にかかわらず社会問題を解決するように見聞を広めたりだとか学んだりする場だと思いますので、まずは大学の指定校の枠を一気に広げるということで進めていくというお考えはないでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

最後のところがちょっと聞き取れなかったのですが、一気に広めていくということでよかったですか。（佐藤議員「そうです。」と呼ぶ）この制度に関して制度設計につきましては、広く様々な大学に対して今飛騨市はこういうことをやっているんで連携しましょうというやり方は取りづらいかと考えております。やはり具体的な連携関係がきちりできるかなというところの見極めも多分必要だと思いますし、そういう意味では、例えばですけども一番近い富山大学とかは非常にいろいろところで連携をさせていただいております。もしかするとそういったところにアプローチながら、きちんと双方に意思確認をしながら進めていくというやり方が適切なのではないかなというふうに現時点では考えております。

○1番（佐藤克成）

一旦大学へ進学しますと様々な大学でいろいろな学問を探求されると思うんですけども、例えばゼミ活動というものがあります。夏季休業ですとか大学にはまとまった休みがありますので、そういった時間に飛騨市においてもゼミ講習で来られるとか、その間で地域を回っていただいて

自分の先行する学問で何か地域に貢献ができないかというところで、地域課題解決型といいますとフィールドワークで実地調査でどんな課題があるのかと市を見て回る必要があるかと思うんですけれども、飛騨市内の多くの学生が多方面に進学されておりますので、そういった学生を夏季休業中だとかまとまった休みにゼミ活動で戻って来た際に、フィールドワークとして学んでもらえるような場を提供するために何か支援ができないのかなと思いますし、今の年額25万円は奨学金とは違いますけど、その25万円分アルバイトだとかをせずに学問を続けられるわけなんですけれども、今学費の高騰で余分に勉強の時間を削って、学問と生活を両立しないといけないというところも出てきますので、こういった支援は本当に非常にありがたいなと思っているんですが、今の実績2名の利用者がある中でなかなか飛騨市に定着される確実な見込みがないという中で、そういった支援があれば在学中に飛騨市に戻ってこようかなという学生も発想のスタートとしてはあるかと思います。

市としては課題解決型のカリキュラムを実践していただいて、その後飛騨市に戻ってきて活躍していただくという発想はあるかと思うんですけど、対象大学を広げてそれぞれの大学で学んだ学生が戻ってきたいと思えるような支援制度になればなと思うんですが、現状は大正大学と岐阜大学の2校に絞られているということです。今後、連携を含まずに地域活性化人材育成支援事業ということで、前提を取っ払って学生に幅広く在学期間中の支援をしていくという方向は取れないでしょうか。地域活性化支援事業の話なんですけれども、現状の支援事業は入口が狭いということで、飛騨市から外に出て行った学生が飛騨市に戻ってきてその能力を発揮する場がない、できていないという現状があります。というのは飛騨市内に魅力的な企業がなかったり、他の地域で活躍したいというような学生の考えもありますけれども、支援事業を拡充して飛騨市内で働くというような条件つきで支援が受けられるということであれば、学生もそれなら飛騨市内で働いてみよう、地域のために何か力を尽くしたいという学生が増えてくるのではないかなと思うんですが、現状この事業があまり活用されていないということで、一旦ここで事業の目的というのを緩和して、学生が市内に戻ってきてくれるということ自体が地域の活性化につながることでございますので、要件を下げるというか、そういった方向は取れないでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

この制度の枠組みは現時点では堅持をしていきたいなと私は考えております。しかし、議員がるるおっしゃられましたような様々なやり方があるのかもしれませんが。そういったところは先ほど就職奨励金の話もちよっと出ましたけれども、違う視点から考えられるかもしれません。そこは今から例えば私どもも高校連携の中でいろいろ連携していくわけなんですけれども、しながらニーズだとか可能性みたいなところを探りながら適切なものができるのであれば考えていきたいと思っております。

○1番（佐藤克成）

この件について最後の質問にしたいと思うんですけれども、大学生がフィールドワークで1週間ほど来られるということですが、せっかくですからどういった期間にどういった活動がされるのかというのを市民も含めこれから進学される中学生、高校生にもその活動を知っていただける

とありがたいなと思うんです。市内大学はありません。今後どうなるか分かりませんが、自分の時代からやはり大学生という存在は遠い存在でありましたし、せっかく飛騨市をフィールドワークの場として来られるということであれば、今後、大学へ進学される学生にとっても、その大学生というものを知る機会にもなりますし、フィールドワークの場で市民と交流が持てる場はあるかと思うんですけれども、実際に中学校や高校にお邪魔して現場を見ていただくという機会を持っていただくということにも価値があると思うので、フィールドワーク期間中の活動内容を見ていただくという機会を確保される見込みがあるのかお聞きしたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

フィールドワークでございますので、やっぱり来てくださった学生は町の中、いろいろお話を聞きに回っていらっしゃいます。時には高校の生徒と話す機会もあるでしょうし、町の方々とお話をする機会も実際にあると思います。そこでこの地域における課題をすくい上げて、それに対する課題解決策をとるところで、その発表会を市民の方々に向けてというところまではまだそんなに広くはできておりませんが、今までも何らかの形でその成果というか提言された内容を広報したりしております。そういったことの取り組みはしておりますので、今後は今議員がおっしゃられたようにもう少し広めにとるところができるようになるといいのかもしれない。そこは来てくださる学生と会話をしながら検討していきたいと思っております。

○1番（佐藤克成）

では、限られた時間になりましたので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

市役所職員の兼業について2点質問させていただきます。地方公務員の兼業については、公務の能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持等のため、地方公務員法第38条により許可制が採用されております。昨今、多様で柔軟な働き方へのニーズが高まり、労働力不足を背景に兼業や副業が促進されるようになってきました。飛騨市においても人口減少、労働力人口の減少による影響は大きく、市内の事業者は人手確保が非常に困難になってきており、事業の縮小を余儀なくされる状況にあります。働き手や地域の担い手の確保が喫緊の課題です。公務員は住民の幸福のため、公正に職務を遂行しなければならない立場であるがゆえに兼業に対するハードルがあり、固定概念として兼業は許されないという意識が職員と住民双方に刷り込まれてきた面があるかと思っております。そうした意識を変える時期に来たのではないかと思います。兼業による弊害を未然に防止しつつ、兼業による地域参画と協働は奨励されるべきと考えます。そこで以下の質問をお伺いします。

1点目、職員の兼業の現状と今後の方向性について。昨日、前川議員の一般質問の中で、市長は公共交通の在り方について、市職員が運転手を務めるなど兼業を一部容認されるような発言がございました。現在、神戸市等幾つかの自治体において社会貢献のため兼業を推進している事例が見られます。飛騨市職員の兼業について許可された数と兼業の内容、今後の方針についてお伺いします。

2点目、許可基準を設定、公表する予定はということで、以上、ご答弁よろしくお伺いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

職員の兼業につきましてのご質問でございます。2点ありましたが、私からまとめてお答えしたいと思います。

地方公務員の兼業・副業ということですが、ご紹介もいただきましたけども、地方公務員法第38条に「営利企業への従事等の制限」というものがございまして、任命権者の許可を受けなければ従事することができないというふうにされております。これは職員が公務外の事業、例えば営利性のある事業に従事したり、報酬を伴う仕事を行ったりすることで、そっちに関心とか注意が奪われて職務に専念することができなくなる恐れがあるということで、それを防止しようというのが法の趣旨であるわけです。ただ、議員も今おっしゃいましたけども、結構誤解されておまして、一切お金をもらったり、報酬をもらったりすることを公務員はやってはいけないんだと思われているんですが、そうではなくて、許可をもらえばいいということなので、許可制だということもまずしっかりと認識をしておいていただく必要がある。逆に許可さえいただければ商売をやってもいいし、会社を立ち上げてもいいし、報酬をもらって仕事をやってもいいということなんです。これが、先ほど言ったように意識がもうやってはいけないんだというふうに綿々と思われてきたんですが、この制限をもっと緩やかにしていくべきであるというのがここ近年大変広がってきておるわけでありまして。

私もメンバーでありますけども、「地域に飛び出す公務員を応援する首長連合」というものがございまして、その問題提起に一貫して取り組んでまいりました。この首長連合ですが、現在、代表が長野県の阿部守一知事で、私が代表代行を務めております。知事が2名と44の全国の市区町村長が参加しておまして、公務員が自分の時間を活用して地域に飛び出して社会貢献活動、地域づくり活動、NPO活動、そうしたことに参画するということを応援しようという団体であるわけです。この活動の根底は、公務員が社会貢献活動とか地域づくり活動に参画するということは、地域住民と思いを共有して、住民目線で行政を推進するということにつながる。住民本位の行政の在り方とか、公務員のミッションの再確認をはじめとして、政策を構築していく上でも大変意義があるということを根底の考え方にしているということでありまして。

公務員の兼業・副業の緩和というものがその一環なわけでありまして、その背景としては、この首長連合というのは首長だけではなくて、実際にいろいろな活動をしている公務員の人たちと一緒に活動しているというのが大きな特徴なんですけども、多くの公務員の皆さんから、地域活動するときに例えばちょっと報酬が発生したり、実費の交通費をもらったりすることがあると。それが公務員はそういうものやっては駄目なんだということで役所の中で躊躇してしまって、そういう活動がやりにくいという声は実は大変たくさんございます。そうしたことを緩和しているという背景があります。こうしたことで、平成30年に私たちの首長連合で、副業の「副」には幸福の「福」という字を使ったんですが、「望ましい「公務員の福業」ガイドライン」というものをまとめまして、活動目的が非営利であること、あるいは報酬の金額・性質が適当であること、公務員としての中立公正・品位を保持していることといった考え方をまとめたところでござ

います。この点につきまして、総務省も今動いてくれておりまして、令和2年1月に「「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する調査（勤務条件等に関する附帯調査）」の結果等について（通知）」というものを発出しております。その中で、許可基準の設定、公表、運用に対して実態把握をするように求めているわけでありまして。

この趣旨の確認を兼ねまして、昨年11月に私が筆頭になって行ったんですが、7人の首長連合のメンバーで総務省の公務員部をお訪ねいたしまして、小池信之部長、そして公務員課長の細田大造さんと面談をいたしまして、公務員の副業・兼業についての意見交換を行ったわけでありまして。

この場で総務省からおっしゃったのは、「法令上は単に許可をもらえばよいということになっておるので細かいことは規定しておりませんから、総務省としてもこれを駄目だというつもりはない。」と。各自治体でよいと思うことは許可さえしていただければいいということを経験なさいました。また、「国一律の統一基準を設けることは難しいという分、地域ごとに市民の納得が得られる範囲で判断をしていただければいいんだ。」ということをおっしゃっていただいたわけでございます。

飛騨市の対応はどうかと申し上げますと、令和2年の4月に「職員の兼業に関する規則」というものを制定いたしまして、許可の基準を明確にいたしております。ここでは、「地域の活性化もしくは社会に貢献すること」、あるいは「職員の育成に役立つものと認められること」というものを基本的な考え方といたしまして、これらに当てはまる兼業については原則許可をするということといたしております。職員に対しましては、この制度を有効かつ有意義に活用してほしいということをお呼びかけておるところでございます。

これにより許可された件数ですが、令和2年度は290件、令和3年度が182件、令和4年度が132件、令和5年度157件となっております。この中には消防団も入るものですが、主な兼業内容は消防団・山岳救助隊への参加というのが最も多いわけですが、そのほかにも農業とかスポーツの指導員、珍しい事例としては乗り合いタクシーの運転手、これが昨日前川議員の質問の最後に申し上げたんですが、現実に既に事例がございまして、乗り合いタクシーの運転手をやっておる職員もございまして。また、NPO法人の理事、そして講演・執筆で謝金とか講師料もらうということになるわけでありまして、こうしたことも事例として既にあるわけでありまして。この公表につきましては、毎年9月に発行される広報ひだに職員のサービスの状況というのが出てまいりますので、ここに許可件数と主な許可内容を掲載して公表させていただいているということでありまして。現在、あらゆる分野で人手が不足しておりまして、今後この状況はさらに悪化していくということが予想される中では、市の職員が公務外の時間を使って一定の報酬を得て、地域課題の解決のために資する活動をしていくということはますます求められるようになるだろうと考えております。

こうした見通しも踏まえまして、全体の奉仕者という公務員の本質、また、公務の信用を傷つけないという社会貢献活動であるということ。それから何といたっても適正な勤務時間とか健康管理、これとのバランスを取ることを徹底するというポイントを踏まえながら、この兼業については推進・促進をしてまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

正午を過ぎましたが、引き続き進めさせていただきます。

○1番（佐藤克成）

飛騨市では令和2年において市職員の副業についてのルールが明確化されているということで、知らなかったんですけども、いまだに市民の方は市職員というのが副業しているのかどうかの実態はそこまで見えてないかと思います。広報ひだにおいても市職員の副業状況について公表されているということなんですけれども、今は様々なところで人手不足が言われておりまして、もし市職員の方で余力があれば従業員としてパートタイムでも使ってみたいというような事業者はたくさんいると思うんですけども、なかなか市職員に対して事業者から声がけというのはしづらい部分があると思います。ましてや市が副業についてのルールが明確化されているかというところも全事業者、住民に周知がされてないと思います。ましてや近所の目があったり、あの市職員はこんな活動をしているとかまだまだ理解がされてないところで動きづらい部分もあるかと思います。令和2年に既にルール化されているということがありますので、改めて全住民に対して副業がこういったルールの中で認められているということを周知徹底していただきたいと思いますが、改めて周知徹底される予定があるかお伺いできますでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

店が忙しいので手伝ってくれみたいな話を想定しているわけでは決してなくて、先ほど申し上げたように地域の活性化とか、社会に貢献するとか、職員の育成に役立つということはもちろん大前提でということの上になりますけど、特にこれだけ地域課題が出てきており、いろいろな方の手を借りたいというところが出てきております。もちろんその内容もありますし、それから各職員も公務をおろそかにしないといいますか公務に影響を及ぼさないというのが前提ですから、くたびれ果てて仕事に寝ているというようなことでも具合が悪いわけでありまして、ただ、本当にいろいろな活動があるところは自由にできるんだということは伝えていきたいと思えますし、それからもちろんそういうことをやりたいという職員がおれば、ぜひ使ってやってくださいということを個々にいろいろな方の中で話していくということで普及させていくというのが一番近道ではないかなという気はいたします。

もちろんこうした時代になっているんだよということはいろいろな形で周知をしてみたいと思いますけど、相対で手伝ってみたいという職員がいるんだというような形の中で、いろいろな地域の中で人手不足で困っているところを補っていくということは大いにやりたいと思えますし、これは正職員だけではなくて会計年度任用職員も地方公務員法が適用になっていますから、これも実は同じです。会計年度任用職員はひょっとするとやりやすいのかもしれないと思えます。時間が短時間の人とかパートの人もありますので、そうした人たちのいろいろな動き方というのも含めてまた工夫をしながら市民の皆さんにきちんと伝えるように努力してみたいと思います。

○1番（佐藤克成）

やはり市職員が日頃市民サービスを提供する中で、市内の課題だとかを把握されている中で、

もし可能であれば自分がこういうところで活躍できる、力を貸せるというようなことに気づいて積極的に市職員が動けるような状況になっていけば市内の課題解決にもつながっていくのではないかなということ、むしろ市職員に対して副業が改めてこういった形で認められているから、各自もし気づいた点、動いてみたいようなことがあれば積極的にその後押しをするということで進めていくことになるかと思えます。

では、以上で私の一般質問は終了させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

〔1番 佐藤克成 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で1番、佐藤議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時15分といたします。

（ 休憩 午後0時06分 再開 午後1時15分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

6番、上ヶ吹議員。なお、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔6番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

議長のお許しを得ましたので一般質問をいたします。今回は2つの質問をいたします。

1つ目は、イノシシによるインフラ被害について。近年イノシシの生息が急速に拡大し、それに伴い飛騨市でも農作物などの被害も多くあったが、猟友会とも連携し個体数を減らす努力や市の補助金等で農家ではワイヤーメッシュ柵や電気柵等を設置し、農作物の被害は以前と比べると減少しているように思います。しかし、4～5年前から農作物の被害より、国道、県道、市道、農道、農業用水路がイノシシによる掘り起こしがあり、相当の被害が出て、今対策を講じなければ年々被害件数が増すばかりです。

そこで添付資料をご覧ください。これは令和元年から今年の5月までのイノシシ被害による地区要望で、基盤整備部が担当された案件です。これを見ますと一番上のQ1で、なぜかは知りませんが毎年神岡町だけ被害が多いです。令和6年4月、5月ですが、既に5件の被害が発生をしております。Q2では金額ですが、これも当然、神岡町の被害金額が多くて、令和6年のふた月で既に144万円というふうに数字が出ております。一番下の県及び国への要望件数では、古川町が毎年1～2件のイノシシによる被害要望が出ています。これは地区要望で出されたイノシシによる被害で、本庁、各振興事務所の担当部署が対応した案件です。なぜ神岡町だけ多いのが気になりますが、令和2年度より件数も被害額も増えていきます。今年度は5月末で既に神岡町では5件、金額も150万円弱と多く被害が出ています。県や国への要望では、古川町では毎年要望が出ている

ことから県道や国道にも被害が出ているのではないかと思います。この資料は担当部署が基盤整備部なので、農林部も合わせれば相当な件数になり被害額も多いのではないのでしょうか。掘り起こされたのり面は降雨によるのり崩れが起き、道路や耕作地への土砂崩れ災害が心配されます。5月末の豪雨で神岡地区の集落では、田んぼののり面がイノシシで掘り起こされたところに雨水がたまり崩壊しました。今回のこの案件は農林部と思われますが、基盤整備部としてイノシシによる掘り起こし被害対策がどのように行われているのか。また、現状把握はどこまでされているのかも含めお尋ねします。

1つ目、道路のり面の被害調査について。市道や農道で毎年のり面の除草や草刈りをしていないところは葛が生い茂り、葛の大きくなった根っこを食べるため道路のり面を掘り起こし、道路への落石を起こして交通災害を発生させたり、豪雨時の斜面崩壊の原因となることが懸念されます。イノシシは鼻先だけでも約70キログラム程度の重量を持ち上げることができ、万が一、国道、県道、市道、農道に大きな石が落ちた場合は大きな交通災害につながる恐れがあります。去年は市道のり面がイノシシにより掘り起こされ、大きな石が道にまで落ちて振興事務所で対応していただきましたが、住民の重要なアクセス道路であり、そうした事案が今後増えるのではないかと非常に心配をしています。市としては広範囲になるので非常に難しいとは思いますが、日頃どのような点検や対策を講じているのか。また、検討されていることがあれば伺います。

2つ目、イノシシ被害の拡大について。令和6年度飛騨市一般会計補正予算（専決第1号）では、5月28日の豪雨により飛騨市内でも数多くの被害が発生しました。林道1件、公共土木施設8件、市単対応では農地5件、土木15件で、市単の工事分だけで2,000万円にも上ります。確かに28日の雨は通行規制連続雨量に達したことで国道41号や国道360号が通行止めになりましたが、過去にも雨量規制で通行止めはありましたが1日の雨でこれだけの被害があった原因はほかにあるのではないかと推測します。今年は暖冬で積雪も少なく2月下旬には雪も解け、地肌が出ていました。そのためイノシシが葛の根を探し、農地ののり面や市道、農道の路肩を重機で掘り起こしたと思われるような深い穴ができています。そこで、今回の被害は掘り起こした穴に雨水がたまり、崩壊した直接の原因はイノシシによる掘り起こしではないかと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目、イノシシ被害対策の連携は。イノシシ被害は農作物で多くありましたが、各農家では市の補助金を利用し電柵や防護柵の設置をして農作物を守っています。それが、近年は防護対策をしてないところ、つまり何年も除草や草刈り作業等をしていない場所にイノシシの被害が発生しています。今まで農林部で行った対策のノウハウを生かしてイノシシによる被害対策を講じなければ、今後、掘り起こしが原因となるインフラ施設、農地ののり面、河川の堤防、道路などに甚大な被害が発生するのではないかと心配しています。農林部や飛騨市猟友会、その他の関係各所との連携はされているのか。また、基盤整備部としてイノシシによるインフラ被害対策をどのように検討されているのか伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

1点目の道路のり面の被害調査等についてお答えします。イノシシによるインフラ被害は、掘り起こしによる道路のり面からの落石や、水路へ土砂が入り水路閉塞による越水などが主な被害となっております。基盤整備部としては月2回の道路パトロールによる点検を行っておりますが、市道に加え農業用施設や林道など広範囲にわたることから道路パトロールだけでは十分把握しきれないのが実情であり、地区の要望や市民からの通報により現地確認を行い、それぞれの状況に応じ職員または業者委託により落石除去やのり面被害の部分補修などの対応を行っております。イノシシ等による道路のり面被害を未然に防止することは極めて難しく、現時点では抜本的な対策はないのが実情です。今後も地元区や近隣住民からの情報を収集し、事後保全を継続しつつ、被害頻度の高い箇所や危険度の高い箇所についてのり面防護シート等の対策工法を検討してまいります。

2点目の被害の拡大についてお答えします。先般5月28日から29日にかけて発生した豪雨は、24時間で最大雨量160ミリメートルを観測し、河川護岸の決壊、急傾斜地の崩壊、林道路側の決壊などが発生し、被害総額は約2億6,000万円となりました。今回の災害原因を推測しますと、国補助を受ける災害採択要件である24時間最大雨量80ミリメートルの約2倍の降雨があったことから、河川においては流域からの流入量増加に伴う被災であり、市道や林道においては、過去においてもイノシシの被害が確認されていない箇所であることから、のり面全体が雨水を含んだことによる崩落であると考えられます。今回の被害箇所においてイノシシによる被害は確認されていませんが、議員ご指摘のとおり掘り起こされたのり面は脆弱になり、豪雨による被害拡大の恐れもあるため、今後も被害箇所の早期発見と早期対応に努めてまいります。

最後に3点目の猟友会や関係各所との連携についてお答えします。お尋ねの猟友会、農林部局との三者連携につきましては、現在のところ大きな被害事案がないこともあり、情報共有等の連携は行っておりません。しかし、今回ご指摘いただいたように、今後イノシシ被害が拡大し、さらに大きな災害の要因となることが考えられますので、イノシシ等によるのり面被害が頻発するような箇所については農家が設置する防止柵の設置状況や近年のイノシシ発生状況等の情報を収集するなど、しかるべき対策を行う際にはしっかり連携して対応してまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

1点、イノシシは先ほどの数字でも分かると思いますが、年々増えています。道路のり面を壊すということはそれだけ市民の安全が脅かされるということで、当然、復旧工事がされると思います。飛騨市で計画的な基盤整備部で行う通常の工事が後回しになってイノシシ対策に取られると、そういった事業が縮小されるのではないかとこのように心配しておりますが、その辺はいかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

箇所によると思うんですが、先ほど申しましたように危険な箇所とか放置できないところは最優先に対応していきたいと思っておりますし、パトロールだけではなかなか見つけられない部分

がたくさんあるものですから、地元のいろいろな情報をいただいいただく中で地元の意見といたしますか、すぐに対応してほしいところであれば市職員でやるのではなくて、業者に委託をして早急に対応するようになっていきたいと思っておりますし、予算もしっかり取って対応していきたいと思っております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

そうすると、通常の工事案件は縮小されることなくイノシシ対策の予算も確保するということがよろしいでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

被害の状況にもよるんですが、大規模なものについてはしっかり補正予算を取って対応していきますので、当初予算に影響がないようにしていきたいと思っております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

あと1点ですが、農林部の補助で畑とか田んぼには防護柵とか電柵をほとんどの農家の方がされているんですが、先ほど部長も市道、農道ののり面にシートなどを張ってというふうに言われましたけど、ネット等で調べますと、イノシシが掘るものですから、そこにはFRPの格子の網のようなものがあって掘れないようにすると。あとはイノシシは爪が2本に分かれていて、ネットを張ると爪に引っかかって近寄らないというものも出ています。今農林部では電柵等の補助金がありますけど、一般の市民の方が自分のところの近くののり面等にネットなどを張った場合の補助金等は考えていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

道路施設として対応するものは市が対応することになると思いますので、地元でやっていただくというよりも市が対応するべきというもので、補助金ではなくて市の対応をさせていただくということになると思います。

それからのり面の大規模なものについては、掘られたところを元に戻すだけではなくて、そこに再度イノシシが入っても掘り起こされないようなメッシュの金網とかを併用して張りながら、再度災害の防止ということも視野に入れて検討していきたいと思っております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

確かにイノシシは学習能力があって、毎年同じところを掘ると言われております。本当は市でやっていただければ一番いいんですけども、やはりこれだけイノシシの被害が全市にあるということは順番待ちというふうになって、我々の市道、農道を守るには農家の方や地域の方の協力があると思いますので、できれば敷設するネットなどの補助金をいただければ、あまり行政に迷惑をかけなくて済むのではないかと思いますので、その辺の検討はよろしくお願ひします。

あと、今巡回というふうに言われましたけど、どうしても今は葛の葉が多くてどこでイノシシが掘ったか恐らく分からない状態だと思います。例えば雪解けのときはまだ葛の葉や根も張っておりませんので、そういったときに巡回するのが普通だと思います。被害が起きてからやっても

何の対策にもならないので。今後、巡回は時期を、例えば今年であれば葛の葉が枯れた秋、できなければ春というふうにしていただいて、恐らく相当のり面の被害があると思いますので、災害が起きる前の予防保全ということでぜひ巡視を深めていただきたいと思います。

あと1点、県道、国道の巡視は飛騨市とは直接関係ないので、行政としては古川土木事務所とかに巡視の依頼をするのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

国道や県道につきましては、飛騨市よりもさらにしっかりと道路パトロールをそれぞれの管理者がやっております。そういった中で、市の点検頻度よりもさらにしっかりと点検を目視等でやっているというふうに聞いておりますので、その点は大丈夫だと思っております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

今ほど目視と言われましたけども、飛騨市の市道、農道はなかなか広範囲で巡視というのは難しいかもしれませんが、市民の安全なアクセス道路に落石して交通災害が起きるといのは大変大きな事故になりますので、今後も頻度を上げて巡視していただくことをお願いして次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問、防災士養成について。

防災士とは日本防災士機構が認証する民間資格で、自助、共助、公助を原則として、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のため自発的な防災ボランティア活動を行うものです。防災士は様々な活動を行っています。災害時の活動では避難誘導、初期消火、救出救助の活動等に当たり、東日本大震災や熊本震災においても防災士のリーダーシップによって住民の命が助かり、避難所開設がスムーズに運んだ報告があります。また、被災地支援では避難や復旧・復興に関わるボランティア活動や物資の調達・運搬等の各種の支援活動に参加したり、時には重機を使った瓦礫処理等の活動も実施しています。そうしたことで防災士は災害が起きたときには現場で先頭に立ち、みんなを引っ張っていかなくてはならない。大規模災害が発生すれば、家がない場所での寝食やトイレの処理など、想像もできないことが起こります。飛騨市にとっては大規模災害が発生した場合、防災士会との連携により市民の安全で安心な避難所生活ができることが重要と思質問いたします。

1つ目、防災士会への入会の取り組み。飛騨市には防災士資格を有する方は327名で、そのうち飛騨市防災士会に加入されている方が218名。そのうち12名が高山市内の方だそうです。109名の方は入会されていないということです。理由として、第1期、第2期は加入が任意だったことと、飛騨市外で資格取得された方は補助金を受給してないので加入してないということです。ただ、防災士会に加入されていない方が109名もいらっしゃることで、災害発生時には1人でも多くの市民防災士が必要と思います。市では、防災士会に入会されていない方に飛騨市防災士会の活動内容の説明や防災士会の重要性を含め加入のお願いはしているのか伺います。

2つ目、防災士リーダー養成講座について。現在飛騨市で防災士リーダー養成講座は2月から3月に古川町において開催されていますが、4町の防災士会加入者を見ますと、人口比率もありますが古川町はほか3町と比べると多くいらっしゃいます。思うに、飛騨市の防災リーダー養成

講座の開催時期が冬季で、遠方の方は交通事情を考えると敬遠されるのではないのでしょうか。そのために、養成講座時期を冬季ではない時期にはできないのか。また、開催場所も古川町、神岡町、宮川町・河合町1か所での3会場で行えば受講者も増え、中学生、高校生も保護者の送迎が要らなくなるので学生の受講者も増えると思いますがいかがでしょうか。各町内避難所では防災士を擁している町内もあれば、防災士のいない町内もあると思います。市では全ての町内避難所に防災士を確保することが円滑な避難所設営につながると思いますので、防災士資格取得のために今後検討されていることがあれば併せて伺います。

3つ目、女性防災士を増やす取り組みについて。人口減少、高齢化が加速する中で、地域で活躍する防災士がますます強く求められると思います。防災士は地域では男性が担ってきましたが、避難所運営には女性ならではの目線でリーダーシップを取ることも重要になっています。飛騨市の防災士会に入会している女性は4町全てで男性に比べ半数以下なので、女性防災士を入会する取り組みや女性防災士を増やす取り組みについてどのように検討されているのか伺います。また、中学生、高校生の避難所での役割はどのように考えているのかもお聞かせください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは、防災士の養成について通しでお答えいたします。

まず1番目についてです。議員ご指摘のとおり市防災士会に入会されていない109名の方へのアプローチの重要性は認識しており、広報ひだの連載や市防災士会が発行を予定している「防災かわら版」等を通じて防災士の存在を広く市民に知っていただく努力と、入会されていない方への案内を行っておりますが、さらに強化していきたいと思っております。御存じのとおり、市防災士会は昨年度から本格的に活動を始めました。このため、飛騨市防災士会の知名度向上が喫緊の課題であり、防災普及部が中心となり、今年度の事業計画の重要施策に位置づけて活動しております。具体的には、4月6日に飛騨市文化交流センターで実施した緊急特別企画シンポジウム、8月に実施予定のサマーフェスティバルでの展示、防災タウンウォッチング開催、防災デイキャンプ協力等各種活動により防災士の意義や活動の重要性等を周知し、これらの成果の蓄積により新規防災士の養成や未入会者の加入促進につながるよう、防災士会を支援してまいります。

2つ目の防災リーダー養成講座についてお答えします。防災リーダー養成講座の開催時期を2月から3月としている理由は、市民が参加しやすいように農林業や行事等への影響が少ない時期の日曜日を選定していること、区長交代時期に合わせて新旧の区長への開講案内により、区民から多くの受講者を募るようにしていること、高山市と開催時期をずらし、都合により受講できなかった方を、お互いに受け入れることでより多くの受講生を確保するという狙いをもって冬季の開催としています。さらに、より多くの受講者募集のため、各区長会や市内事業所への開講案内を説明するとともに、申込書の発送や自治会等での回覧、市公式ホームページでの掲載と2次元コードによる参加申し込みの周知等、考えられる限りの手段を実行して受講者確保に努めています。また、従来、受講期間が全4日間であったカリキュラムを日本防災士機構と調整の上で見直し、受講期間を3日間に短縮する等、多くの方が参加しやすい環境構築等の工夫もしております。

議員ご指摘の防災リーダー養成講座の会場について、古川会場に加え神岡会場での開催についても検討しているところです。防災リーダー養成講座の開催時期や会場なども含め、市防災士会と連携し、1人でも多くの市民が防災リーダー養成講座に参加できるように各種努力を続けてまいる所存です。

最後に、女性防災士についてお答えします。女性防災士は、災害時の避難所運営や平時の防災普及活動、家具転倒防止活動など、あらゆる場面での活動が求められています。日本防災士機構によると、今年4月末時点での防災士登録人数は28万7,657人、うち女性は5万8,150人で約20%です。一方、飛騨市防災士会では会員218名中、女性は70人で約32%です。飛騨市は、全国平均より女性防災士の割合は高いものの、今後の養成数増加については検討の余地があると認識しています。このため、飛騨市防災士会では、会の活動に女性ならではの視点を積極的に取り入れるため、女性防災士を役員に多数登用しており、役員22名中13名、約60%が女性であるなど、女性の視点を十分に採用した活動や防災士養成に力を入れています。また、市防災士会では広報ひだや防災かわら版等を通じて防災士会の広報に力をいれており、女性防災士の参加についても呼びかけてまいります。

中学生、高校生の避難所での役割については、市独自の制度である「避難所運営協力防災士」への登録が現在54名であり、うち2人は高校生です。中学校や高校などの指定避難所を開設した場合、一番事情を知っているのは中高生です。こうしたことから、毎年防災リーダー養成講座受講者募集は中学校、高校に案内しています。防災士に年齢制限はありません。昨年度の防災リーダー養成講座受講生は45名、うち最高齢83歳、最年少は9歳でした。引き続き中高生への受講募集にも力を入れてまいります。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○6番（上ヶ吹豊孝）

まず1つですが、第1期、第2期は補助金がもらえなかったということと、市外で取られたということで防災士会に入会されていない方が109名ということですが、実際資格マニアの人もいるかもしれませんが、資格を持っていても車でいえばペーパードライバーですよ。資格を持っていて、実際に訓練とか体験することが大事だというふうに思うので、ぜひ109名の方に理解していただいて、防災士会に入っていていただいて訓練に参加していただくことが重要だと思っておりますので、その辺のアプローチのほうはよろしくお願ひしたいと思います。

あと、防災士のリーダー研修養成講座ですが、今言われたように2月、3月はどうしても交通事情があつて遠方の方は敬遠されるということがあったのですが、今神岡町を検討されているということですが、宮川町・河合町1か所での検討もされているのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

今ご指摘のありました河合町、宮川町の会場での開催は今のところ検討していません。理由につきましては、効率性の面で会場の確保、そして受講者の確保ができるかということが一番の理由です。一番受講者の母数が多いのは古川町、次いで神岡町です。宮川町あるいは河合町からの受講者は大体5名前後で、そこで逆に不便なところで開催した場合、神岡町、古川町の方からの

参加が減るのではないかとこの懸念があります。

○6番（上ヶ吹豊孝）

結局、宮川町、河合町の方でも古川町へ来ているので、古川町の方が宮川町、河合町へ行っても何ら問題はないというふうには私は理解しておるんですが、その辺も検討していただきたいです。宮川町、河合町が5名程度と言われましたけど、宮川町、河合町の地域でやれば恐らく5名ではなく増えると思いますので、ぜひその辺も検討してください。

それと開催時期が農家の方の仕事がない時期ということですが、別に2月、3月ではなくても繁忙期を過ぎた秋でもできますし、どうしても2月、3月の一番雪の多いときにやるということは、それこそ宮川町、河合町の方が大雪のときに出てくるかということちょっと心配で、受講者が減っている原因は、私はそれだと思います。全て農家の方が防災リーダーを受けるとしていませんので、開催時期も検討していただきたいと思います。

あと質問ですが、昨日、商工観光部長よりインバウンド需要はコロナ禍前には戻っていないということですが、それでもかなりの外国人の観光客が増えています。それで私昨日議会終わった後に古川町の一時避難所の公民館とか寺を見て回りましたが、確かに日本語掲示板で「一時避難所」というふうにあるんですが、これだけ外国人の旅行客がいらっしゃるということは、外国語の一時避難所の掲示板も必要であったりとか、一時避難所へのルート案内等も必要だと思いますが、その辺の検討はされているのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

上ヶ吹議員に申し上げます。通告にないので答弁ができないということです。

○6番（上ヶ吹豊孝）

この程度でも答えていただけませんか。分かりました。

それでは避難所の設営についてお聞きします。これも外国人対応ですが、避難所には当然地元の方が避難されると思うんですが、先ほど言いましたように外国人の方も避難すると思いますが、生活習慣とかが違う場合、同じ避難所で避難するのか、それとも外国人の場合はほかのところへ誘導するのか、その辺も伺いたいのですが通告外でしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

飛騨市の場合は人口比の外国人の比率って一番低かったんですけど、午前中もちょっと答弁しましたが今急激に増えてきているので、やはり在住の方が増えてきている分、避難所の対応というのはどうしても出てくると思うんです。この点については決してまだ十分ということではないと思っておりますし、しかも国籍も多様ですし、一番は雇用している方にきちんと責任を持って見てもらうというのは当然ですが、そこを通じての教育とか情報のご案内ということになると、ここはどこの国からどの会社に、どの程度市内へ来ているかというのは人数的にはきちんと把握できる範囲ですから、実態を見ながら検討を進めたいと思います。

○6番（上ヶ吹豊孝）

古川町は特に外国人の観光客が多くいらっしゃるというふうには日頃見ております。なかなか世界中の言語というのは難しいかもしれませんが、英語、中国語、韓国語、日本語どこかで

も外国人の方はいらっしゃいますので、そういったところの検討をしていただきたいと思います。

あと、今防災士会ではオープンチャットで連絡が来るんですが、この加入者も今230何名のうちの75名の方しか加入されていません。3分の1ぐらいなんですけど、飛騨市内でもどこで災害が起きるか分かりませんので、実際に避難所の設営をするときにそういった人手、防災士の要請をするときに連絡網だとなかなか難しいと思います。このオープンチャットの加入者は今75名ですが、これをせめて7割、8割ぐらいにするようにしないと停電時の連絡方法がないと思いますので、オープンチャットの加入を増やす検討はされているのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

議員ご指摘のとおり連絡網の確保というのは非常に重要であると認識しており、オープンチャットなどの連絡手段の加入率を上げていこうという努力はしておりますが、現在個人情報の壁という厚い壁に阻まれておまして、名簿自体作るのを拒否されるという方が2割から3割いらっしゃいます。番号も教えたくないという方もいらっしゃいます。そういう中で今防災士会は各支部、古川町2つ、そして河合町、宮川町という中でそれぞれが連絡ぐらいは取れるように名簿を作ろうというのが今の段階でありまして、今後さらに加入率を上げて連絡だけはしっかり取れるようにいきたいと考えております。

○6番（上ヶ吹豊孝）

防災士の資格を持っていて連絡をしないということは、いざというときにその防災士の方はどういう役割をされるのか理解できないんですが、今度、防災リーダー養成講座のときは、こういったことで連絡しないと実際の災害ときに役に立たないので、むしろ条件としても個人情報をオープンにするぐらいのことも言っていただけたらもう少し連絡網がしっかりできるのではないかと考えております。

私も実は防災士ですが、訓練とかの数も少なくてなかなか参加できないんですけども、それでも古川町では一生懸命やっていたら町内があつたりします。それも本当に訓練でしかないとと思うんです。実際、災害に遭ったときはどんな場面があるか分からないので、例えば1泊2日ぐらい何もなくて避難所を設営して、水もガスも電気もないところで訓練をすることが実際の訓練ではないかと思うんですが、そういった本当の災害に遭った想定訓練というのは計画されていませんか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず、避難所運営協力防災士のことを指していらっしゃると思うのですが、カリキュラムについては現在もいろいろと検討しているところです。ただ、やはり必要なのは避難所を実際に開設して運営し、被災者の方を受け入れるということが一番大事なので、そのためのカリキュラムというのを優先しております。

先ほど議員がおっしゃられたのは恐らくサバイバル的な訓練の話であり、防災士がそういうサバイバルをするということは考えておりません。そのような業務については消防団あるいは警察、

自衛隊の方がするべきかと思しますので、防災士の方は避難所に被災者を受け入れる自助、共助の中で活動していただくということを考えています。

○6番（上ヶ吹豊孝）

阪神淡路大震災のときの災害時はまだ防災士会というのはなくて、一番災害の避難所で役に立ったのが第二次世界大戦の経験者が知恵と経験で避難所で活躍されたということがあったものですから、防災士もそこまでやらないといけないのかなと思いましたが、今の危機管理監の話で、それはほかの部署でということになりました。

あと1点、今中学生、高校生の方がかなり取っていていいことだと思います。避難所で大人の方は防災士と協力してベッドの設営だとかパーテーションだとかの仕事があるので、中学生の方はお年寄りの相手をする、高校生は子供の面倒見る。そういったことをすると、大人の方がお年寄りとか小さな子供の面倒を見ることなく十分避難所での設営ができると思います。先ほど少し触れましたけども、具体的に小中学校の方の防災士の仕事、役割というのはまだ明確にされていないのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず中学生、高校生の避難所での期待する事項ですが、避難所の小学校、中学校の体育館あるいは高校の体育館等を一番熟知しているのは学生であると認識しています。そうしますと、それらの物品がどこにあるとか、あるいは応用的にどのように使うかという柔軟な発想での使い方というのは大きく期待しているところです。また、そのほかにも救援物資配布のお手伝いとか、掃除等の場面での労働力とか、先ほど議員がおっしゃられた高齢者の補助というのでも期待できると思います。私、東日本大震災等も活動に従事いたしましたけれども、そういう場面をたくさん見てまいりました。また、中高生、若い方というのは非常に若さと活気があって、避難者の方に希望をもたらしております。そういう意味で若い人たちの笑顔、そして一部ではありますけども楽器を演奏したり歌を歌ったりして被災生活を応援するというのも見ておりますので、そういうことについて期待しているところであります。

○6番（上ヶ吹豊孝）

確かに小学生、中学生、高校生の方は元気がいいですし、避難した場合、我々はこの先どうしたらいいんだろうというときに子供たちの元気があると我々も救われると思いますので、ぜひ小中学生、高校生も含めて役割、責任感を持っていただくことが重要だと思いますので今後ともよろしくお願いします。どちらにしても災害がないことが一番ですけども、万が一ばかり言っているとどこまで手を打っていいか分かりませんが、備えあれば憂いなしじゃないですけど、そういったことを行政と我々一般市民が勉強して協力することが重要だと思いますので、これからも防災士会の人を増やすことをお願いしてこれで一般質問を終わります。

〔6番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で6番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時15分といたします。

（ 休憩 午後2時05分 再開 午後2時15分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

14番、高原議員。

〔14番 高原邦子 登壇〕

○14番（高原邦子）

発言のお許しをいただきましたので質問したいと思います。昨日から防災のことにしているいろいろな議員が質問されておりますが、私も「飛騨市地域防災計画」というものの計画書はできているんですが、それに血を通わせ、そして生きたものに、ためになるものにしていきませんかという思いで今回質問させていただきます。

元日に能登半島地震が発生し、今なお不便な生活をしている人がいることには誰もが心を痛めております。「飛騨市地域防災計画（令和5年度改訂版）」を読みましたが、細部にわたり対応、対策等が記されておりました。この種のマニュアルなどがあるにせよ、飛騨市の過去の災害等にも触れており合格点、二重丸であるなどと思います。私の両親は東日本大震災に宮城県で被災しております。神岡町の方たちとボランティアとして石巻市に行って側溝の泥上げなどをしてきました。何よりもその大変さ、家具の悲惨さ、あんな家具が倒れるのか。私のピアノはアップライト式ですけど2メートル、3メートル動いていて年寄りではとても動かせない。倒れた家具も本当に大変で、ご近所もみんな大変な被災でした。東日本大震災は津波が大変ということで、目には映っていないかもしれませんが内陸の古い家はぱっと崩れてしまっています。それを見たら能登半島地震の建物の崩壊も一緒だなと思いながら見ておりました。阪神淡路大震災のときは圧死者が多く、東日本大震災は圧死で亡くなられた方もいらっしゃいますけれど、やはり津波関係で溺死が多かったということでもあります。能登半島地震のほうはいろいろなものは出ていますけど、最終的な詳しい情報はないので言葉は控えておきます。でも、地震災害というものも大変だなというふうに思っております。防災計画にも書かれていますけども、飛騨市が他地域の方々と連携協定などを結ぶなどして災害に当たっての準備、そしていろいろなところで災害に対して腐心しているのは分かっております。復興は早いほうがいい決まっていますが、今一步読んでいて復興のことで物足りなさを感じたので今回それも含めて質問したいなと思っております。

東日本大震災の場合は、直後に市町村の機能自体が喪失してしまったそうです。防災無線や衛星通信用の非常用電源を失ってしまって、情報収集に支障を来たして大変だったと聞いております。飛騨市では先に落札したデジタル防災無線工事がありますが、そういった点は心配ないですかということです。私の読んだ資料には町村役場の職員がバッテリーとか非常用電源に対し

て不慣れであって、なかなか山のほうにあるそちらに行くのにもできなかつたと。それで長時間停電に災いしたということが報告書に載っております。飛騨市も長時間停電の場合、情報通信の確保、そしてその伝達は大丈夫なんですかということです。先ほど上ヶ吹議員のときにもありましたけど、防災士の方でそういったことが嫌だという方もいらっしゃるとか、大変だと思うんですが、その辺はどうですかということをお伺いしたいです。

2点目は、職員も東日本大震災の被災者となっていて、結構市役所の職員、町役場の職員も亡くなっております。そんな中で支援物資などが来るんですけども、その仕分けが職員だけではかどらなかつたとその報告書には書いてありました。民間の流通業者さん、農業協同組合関係だったと思いますが、その方々に頼んだらスムーズにはかどったということです。流通のことをよく分かっている人が仕分けとか、配ってくださったということでした。飛騨市も職員数が少なくアウトソーシングにいろいろなことを出している今、職員も手一杯になってしまうと思うんです。そうすると民間に頼むことが重要になってくるし、民間と連携していくということは計画書に書かれているんですが、物資等は仕分けというか仕事の役割分担ができているのか、計画書の中のとおり頼めるのか、そちらも了承しているのか、そういったことをお伺いしたいと思います。

3点目、建設仮設住宅と民間で民間賃貸仮設住宅というものがあると。また、災害公営住宅というものがあると。その辺いろいろな種類があるんですが、長所とか短所といたらおかしいですが、後々のことを考えると問題もあるようなんですが、こういった仮設住宅等に関しては飛騨市はどういった考え方で進めていくつもりなのか。その辺を教えてください。

4番目ですけども、これは今回聞きたいなと思っていました。災害復旧と災害復興というのはニュアンスが違うんですが、災害復興というのは、このように定義されておりました。「従前以上の機能や効能を持つようにすること、または、将来において持続可能性を有したまちづくり及び地域の産業、コミュニティの再生等に対する必要な施策を行うこと。」と定義されております。私は能登半島地震を見てもそうなんですけど、被災後は一番この復興といういうことが大切ではないかなと思っています。幸いにも飛騨市は地震とかで大変な思いを今回しなかつたわけですが、私よりも年の多い方々が「元日の揺れは自分が経験した中で一番大きかった。」と言うくらいだったんです。災害というのは地震災害だけではなく豪雨とかいろいろな災害があるんですけども、今、災害のないこの平時、私たちは何をしていたらいいのかというと、市民の方々にも、市役所自身もそうなんですけど、不動産登記をしてないところがありますから、そういったことをきちんと進めていくことだと思うんです。なぜかといいますと、例えば日本国憲法には「財産権」という項目があつて、そこに「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共の福祉のために用ひることができる。」とあります。そういった考えのもと土地収用法や災害の規定も利用されているんですけど、ただ、災害があつた後、この土地収用法とかをしっかりとできるかといえばそうではない実態が東日本大震災ではあつたわけなんです。よくない点、よかつた点あるんですが、ほとんど町村は利用していなかつたということがありました。

私は前から思っていたんですけど、法治国家なのに誰が所有者なのか分からない。何代も前の人の名前そのままになっている土地がある今の日本は、本当に法治国家かと思つているんですけども誰が所有者か分からない不動産があつたり、行方不明の方がいたり。私の地域では本当に除

去していただきたい特定空家みたいなところがあったんですが、新聞でも御存じかと思うんですが、白骨死体が出たものですから相続の関係になってしまって、せっかく取り壊しが決まっていたのにそれがちっとも進んでいないと。私はもっと知恵を出せよと思うんですが、そういうこともされていない状況なんです。こういった状況を何とか平時のうちから少なくしていくつもりはないのかということなんです。私も4月に法務省へ行ったときにいろいろお話を聞いてきたんですけど、4月から相続した不動産は登記の義務を負うということになっております。飛騨市も終活を市民のためにやっていらしてその点も触れられていると思うんですけども、市民がしなければいけないんですけど、本腰入れて不動産所有権の登記問題を解決していくつもりはないのか。万が一のことがあったとき、土地がどうしても必要なときは土地収用法を取って移動してもらおうとか、そういった強制的な方法をとっていくのか。その辺、災害時の在り方についても伺いたいなと思います。

もう1つ、防災計画書は市役所の各部署も出てくるんですが、ということは職員全員、一人ひとりにもこの内容を把握してもらわなければならないなと思うんですけど、職員への浸透度合いはどれくらいかなということをお伺いしたいと思います。

ただ、私今回見ていて本当に危機管理課の人たちには頭が下がる一方です。本当に大変だなと思いました。でも、それをまだ私は血が通っていない計画書だと思っていますのでしっかりと答弁をよろしくお願いします。

それともう1つ議長にお願いしたいんですが、数字とかそういうことは聞きませんが、関連があるし、ましてや危機管理のところですので通告書にないというふうには言わないで、答えてもらえるように協力していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それではデジタル防災無線と支援物資の仕分け、地域防災計画について通しでお応えいたします。

まず、デジタル防災無線についてです。令和6年度から整備するデジタル防災行政無線では、長時間停電に備えて親局、各中継局には72時間以上の連続運転に耐えられる非常用発動発電機を、各子局には停電保障時間72時間以上の電源を備え付ける仕様に、個別受信機は市販電池により120時間以上稼働する仕様にしております。さらに燃料切れに備えて、災害時における給油に関する支援協定を岐阜県石油商業協同組合飛騨支部と締結し長時間停電に備えています。加えて、中部電力送配電株式会社と災害時における電源車派遣による給電支援、東海総合通信局を通じた臨時放送局の代替設置など、災害時の長期停電においても防災行政無線が機能できるような多角的な対応をしています。

続きまして、支援物資の仕分けについてお答えします。支援物資の仕分けについては、議員の質問趣旨から災害救助法が適用される大規模災害発生時と捉えてお答えします。この場合、支援物資等は国・県から市の輸送拠点である古川町若宮駐車場、古川トレーニングセンター、河合小学校体育館、宮川町公民館、神岡町公民館の5か所に集積され仕分をします。これらの拠点にお

ける仕分けは市職員の指示の下、自治会の方々、社会福祉協議会が募集したボランティア、防災士会等の協力を得て仕分けをし、発送します。発送のための輸送手段は、県が協定を締結している岐阜県トラック協会加盟各社、DCM株式会社、飛騨市との災害時での協力をオファーしている佐川急便株式会社などの協力を得て発送します。いずれにしましても、大規模災害発生時には市職員や市内業者のみでの対応は困難であり、国・県の枠組みや近隣自治体の応援、市民ボランティアの協力により支援物資等の仕分けを実施するよう計画しています。

続きまして、地域防災計画についてお答えします。飛騨市地域防災計画は、記載範囲が広範多岐にわたるとともに、内容的にも高度な専門性を必要とされる事項があります。このため、全職員一人ひとりが内容をしっかり把握することは議員ご指摘のとおり理想ではありますが、かなり難しいことであるとともに、そこまで必要とされるものではないと認識しています。飛騨市地域防災計画においては、担当部局を明確にしていますので、該当部分について管理職以下が理解できていればよいのではないかと認識しています。一方、全職員が必ず理解し、災害等発生時に正しく行動できなければならないのは、災害対策本部を設置して各職員が臨時に定められた部署に配置して活動する非常勤務体制への移行です。これについては、毎年の年度初めに災害時の職員配置について周知徹底し、メール等での伝達確認訓練を実施後、6月の総合防災訓練において実行して確認・評価をしています。これらの成果は1月1日に発生した能登半島地震時に、急遽非常勤務体制に移行して職員を招集し、迅速に災害対策本部を設置して活動できたことは平素からの教育訓練が徹底できた成果であると認識しています。今後も、飛騨市地域防災計画に基づいて整齐とした行動ができるよう、職員の教育訓練に努めてまいります。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔建築企画監 砂田健太郎 登壇〕

□建築企画監（砂田健太郎）

3点目の仮設住宅についてお答えします。本市では、岐阜県の指導の下、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震に備え、地震防災体制の充実・強化を進めるため大規模災害時における迅速な住居確保のための応急仮設住宅建設可能用地について、毎年、応急仮設住宅の建設可能用地リストを更新し、個別台帳の整理を行い、県に報告を行っているところです。この応急仮設住宅とは、議員ご質問の建設仮設住宅に相当するものです。現在、応急仮設住宅の建設用地の候補地としてリスト化した用地は、市有施設のグラウンドや公園など計27か所、建設可能戸数は2,008戸となります。しかし、岐阜県が試算した跡津川断層地震の被害想定では、必要な仮設住宅戸数が2,605戸とされており、充足率は77%となります。県が県内状況を取りまとめたものによりますと、都市部では充足率が100%を超える自治体もありますが、県内平均が89%、飛騨圏域では65%で、山間部ほど充足率が低い状況が見受けられます。

これまで、応急仮設住宅候補地の選定等については基盤整備部のみで検討しておりましたが、瓦礫置き場との競合や上下水道施設が整っていないこと、民間事業者による開発計画などの課題があることから、本年から危機管理監の指導のもと各部署が連携し、情報共有により各部署の課題解決に向けた取り組みを行っているところです。

民間賃貸仮設住宅については、民間集合住宅を借り上げて被災者へ提供するものですが、本市においては平常時の民間集合住宅の供給量が不足していると考えられる状況であり、検討に至っていません。また、災害公営住宅は、災害時に公営住宅法に適合する被災者向け公営住宅を整備した場合に国庫補助率が嵩上げとなる制度であり、平時に事前に準備することができず、制度適用には被災後に用地の確保から検討が必要となりますので、本市としては、まず応急仮設住宅の建設を第一優先事項として検討することとします。先ほど述べましたように、応急仮設住宅の建設候補地が現状では想定規模に対して不足している状況であることから、今後は県有地、民間事業者の用地も含め、引き続き候補地確保に取り組んでまいります。

次に、不動産所有権の登記についてご質問いただきましたが、不動産登記に関しての所管省庁は法務局であり、市では直接的に民間所有の不動産登記に関して指導する立場にございませんので、一般論としての相続登記に関する現在の状況と問題点について、そして市が直接関わる嘱託登記と収用についてお答えをさせていただきます。

今回、不動産登記法が改正となり、令和6年4月1日から相続登記の義務化がなされましたが、こういった法制度の改正等については法務局から各自治体へ住民への周知広報の依頼がありますので、飛騨市の場合は嘱託登記の所管部署で対応することとしており、総務部総務課管財係で広報ひだの記事掲載や市ホームページで周知の対応をしております。

確かに、議員がご指摘のように相続登記がなされていないため所有者が確定できず、その用地の活用が困難になっている事例は、民間では多数存在すると考えられます。また、こういった不動産の増加が不動産の流通疎外や価値低下につながっているものとして国も大きな問題であると捉え始めたことが今回の不動産登記法改正の大きな理由であると認識しております。令和8年4月1日からは、所有者の住所変更についても登記が義務化されることになっており、今回の不動産登記法改正ではほかにも所有者情報が適切に登記されることによって所有者不明の不動産を解消していくための方策が盛り込まれております。市としては、今回の不動産登記法改正が所有者不明土地を減らすための大きな転換点であると捉えており、お悔やみの手続きにいられた方へ制度周知のチラシを配布するなど、市民への周知対応を継続して行ってまいります。

次に、市の事業で土地取得をする際や、災害復旧の際における対応についてご説明します。市の事業によって土地取得が必要となった土地に相続登記がされていない土地が含まれている場合は、登記簿上の所有者情報から相続権者をたどり相続登記を行います。相続登記がなされていない土地は珍しくありませんが、ほとんどの場合で時間はかかりますが全ての相続権者を確認することができており、通常の売買によって取得することができています。土地収用法については、公共事業に際して取得が困難な土地に対して適用することが可能ですが、県の事業認定を受けて行う必要があることから、その適用までの制度的なハードルは高く、本市での適用事例はまだありません。

本市のような官公署の場合は、職権による相続関係の資料収集が可能であることから、嘱託登記による相続登記が比較的容易に対応可能ですが、所有者が独自で過去の相続登記を行おうとした場合には相続関係者の資料を集めることが個人では困難であることから、司法書士等への委託費が必要なことも相続登記がなされていない要因の1つとなっていると考えられます。

〔建築企画監 砂田健太郎 着席〕

○14番（高原邦子）

確かに土地基本法から国土利用計画法からいろいろなものを作って、最終的に災害対策基本法というものを一番もとにして皆さん案を練られて準拠してやられているということは分かるんですけど、これをきちんとしていくには相当お金がかかっていくし、なかなかできないなど。だから血を注いでというのは、本当は絵に描いた餅なんです。きっと災害対策基本法とかにそういった計画書をちゃんと作れと書かれているから作っただけで、本当に飛騨市にびったりそれをずっと守っていくかといえ、さっき高見危機管理監が言われたように職員全員が知る必要はないと。その担当課が知っていればいいような感じですよ。でも、高見危機管理監、飛騨市の職員は人数が少ないんです。何万人もいる職員じゃないんですよ。本当に身近なものですから、やっぱりある程度知っておくべきものじゃないかなと思うんです。

それでもう1つ入れてもらいたいなと思ったのが、この危機管理というのは成人男性の健常者がメインで考えてやっていращやと思うんですけど、先ほど上ヶ吹議員が防災士に9歳とか中学生の子もいたというようなことをおっしゃっていたんですけど、こども基本法というものが昨年から施行になったと思うんです。子供というものの視点、考え方もしっかりと入れていかなければいけないと思うんです。それが入っているのかどうか。どうも昨日からいろいろな話を聞いていてちょっと違うなと思うのが、災害とかそういうもので一番大切なのは自助だと思うんです。何とかして生き延びるための。小学生、中学生なんかも東日本大震災のときはいろいろなお手伝いもしたりして見てきて、その子供たちが今十何年たってどんな大人になっているか。あの当時、岩手県のほうではこの大変な震災をくぐり抜けた子供たちの中から総理大臣がきっと出るだろうと言われたんです。岩手県では原敬と米内光政が総理大臣で出たんですけど、そう言われるくらい子供たちにはものすごい経験と大変さだったんです。ですから、ぜひ学校で何としてでも生きるんだよという教育をしていって、誰かが助けてくれるではなくて最後は自分でいうたくましいところもないといけないのではないかなと思うんですが、学校ではそういったところの教育、お父さん、お母さんもないところで災害に遭うことがある。その辺はどのようにされていますか。急に振って申し訳ないんですけど、どうぞお願いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

今議員がおっしゃったように、自分の命を守る、その安全を守って取り組んでいくという自助の部分というのは大変大切なことで、これは学校においても防災教育の中で最も大事にしたいということを思っております。そもそも学校教育においては、子供たちが世界に1つしかないかけがえのない自分の命、他者の命を大切にすること、一番大事にして、その心情と行動力を培っていくということが私たちも大切にしていることです。その上で防災教育ということを考えてときに、まずは自分の命を守って、自分ができること、自分がすべきことをちゃんと主体的に自分で考えて行動する力をつけるということをお願いしたいです。本年度、飛騨市学園構想においても地域の皆さんと取り組む共有の課題として、防災教育に力を入れていきたいということを思っております。具体的には、小学校の1年生、2年生から自分の命を守るという意味で町探検に行き、ただお店屋さんを見るだけではなくて、例えば自分が歩いて来るところでどこが危

険なのか、それを自分で見つける。高学年になればどういったことを守ればいいのかというハザードマップを自分の自宅、あるいは近所のハザードマップを自分たちで作るという取り組みを既にしているんですけども、そういった自助の精神と力をこれからも培っていきたいなということを教育の面でも思っております。

◎議長（井端浩二）

高原議員に申し上げます。通告書になるべく沿った再質問をお願いしますのと同時に、簡潔明瞭をお願いいたします。

○14番（高原邦子）

私今回いろいろ勉強しましたら、本当に大変でした。飛騨市みたいな小さいところは何なんですけど、法曹有資格者等の活用ということで市役所とかの職員に法律的なことが分かる人も必要じゃないかと言われているんです。私は思ったんですけど、東日本大震災でいろいろ復興したんですけど、国がほとんどお金を出してくれるので紐つき予算と言ったらちょっと言葉が悪いんですけど、地域地域の必要としたものにならなかったというレポートがあったんです。この計画書も出されたんですけど、業務継続計画、BCPと言うのかな、飛騨市はこの防災計画とともに作られておりますか。どうですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

BCPにつきましては、防災の中の非常に中核となるところで、当然のごとく飛騨市も作っております。

○14番（高原邦子）

正直言いますと、私もどうしたものかなと思ったりいろいろしていたんです。昨日、水上議員のところまで道路啓開とがありましたよね。あのときに車を動かすためのものがあるからと言われたんですけど、能登では孤立しているところがいろいろあって、孤立解消には最終的に19日間かかったそうです。そのときにも具合が悪くなった人がいてヘリコプターで来てもらおうと思っても、駐車場に車が止まっていたので、それを若い人たち、観光客とかみんなでよけたと。だから私はコミュニティーってとても大切だと思います。いろいろな意見があると思うんですけど、この防災のためのコミュニティーづくり、改めてどういったところを重点的に気をつけて組んでいこうと思っていらっしゃいますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

防災を含めたコミュニティーの中核となるのは各行政区だと認識しております。飛騨市では行政区長を中心にして地区防災計画を作成しております。また、それができないところにつきましては、自治会長を中心とした自治会の防災計画を作る。それを中心にして高齢者等の見守りのネットワーク等を組んでおります。このように基準となるものは区、自治会であると認識しています。

○14番（高原邦子）

本当に危機管理監には大変なところをやってもらっていると思うんですが、また通告にないとか言われるんですけど、これは市長にお伺いしたいなと思うんですけど、この間、国会で改正地方自治法が通ったと思うんです。国からの指示権というものが災害とかに対してかかってきて、中にはこれは地方自治の侵害じゃないか、国の意見が強すぎるのではないかとされる方があって、行使要件とか中身がよく分からないのですが、もう9月から行われるんですけど、その辺市長はどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

△市長（都竹淳也）

実際のところ市長会でもあまり議論にならなかったんです。正直言ってどこがどうなるのかよく分からないというところがみんなあったと思うんですが、ただ、あれはコロナ禍のときに国と地方の役割、国の指示関係がはっきりしないということから議論が始まっているというふうに認識をしているんですけども、現実には今後の運用だと思います。一般的に言えば国の指示権が強くなるということはいいことではないですよ。地方自治というものがある上でそれを非常時に大権的に国が力を持ってしまうというのは決していいことではないというのが一般論としてはまず前提だと思うんですが、ただ、それが例えば実際非常時が起こったときにどうなるのかということを考えて、国が指示を出すにも地方の状況が分からなければ方向性の出しようがありませんし、結局はお互いのやり取りの中で決まってくるのかなと思いますので、机上の論理としては確かに決して望ましいことではないんですが、現実には決めたからといってそのとおりに動くわけではないし、連携を取りながらやっていかなければいけないということになります。そこは災害のときなり、危機のときにきちんと連絡を取り合ってやるという、むしろ個々の人間関係をしっかりつくっておくということのほうが大事なかもしれない。その上で、国にしっかり指示を出してくれよということは逆に言いやすいわけです。しっかりしていないのではないかと、ちゃんと指示権を発動しろということも場合によってはあるかもしれないので、都度、臨機応変に動いて行くものだろうなと思います。

○14番（高原邦子）

そのとおりだと私も思います。いろいろあるんですけど、危機管理監にもお願いしたいのが、これから先、子供の声というか、子供の目線を入れたものにしていてもらいたい。何年かすると子供たちは大人になっていくし、子供たちを巻き込んだ防災というふうにしてやっていてもらいたいなと思っていますので、どうかよろしくをお願いします。

ちょっと時間がないものですから、次のハラスメント撲滅を全市民あげていきませんかということをお聞きします。

今、テレビでもどこでもカスハラ、カスハラと、カスタマーハラスメントがと言われておりますけれども、飛騨市でもいろいろな業種でやはりありました。スーパーなどでも顔見知りなのによくあるそうです。一昔前に「お客様は神様です。」という、三波春夫さんの文言の歌が流行っていて、お客という立場はそういうものだというふうに思われているからかもしれませんけれども、テレビでは他市町の市長がセクハラをしたり、パワハラをして辞められたり、今騒ぎになっているとやっています。私、その地域に知人がいるものですからいい迷惑だなと思っています。飛騨市民憲章に「思いやりの和を広げ、ぬくもりのあるまちをつくります。」とありますね。思

いやりの心があればいろいろなハラスメントは起きないと思いました。市長は平和都市を言われて、子供たちに長崎県とか広島県とかそういった思いをされていますけどまずは、身近な多くの人の心を傷つけるハラスメントを撲滅していかないと平和なんて言っていられないところが実際あるんです。

今回、議会でもハラスメントの研修をしました。市の職員も市民からいろいろなことを言われると思うんですけども、言ったの言わんのじゃないんだけど、感情論でもめまずけど、各種ハラスメントに対して逆に言えば市民がお客さんと考えるとカスタマーハラスメントになるのかなとは思いますが、どのように対応しているのか。

もう1点は、市役所の職員ではないですけど、違うところへ行ったら、上司がちっともカスタマーハラスメントを受けても共感を持ってくれなくて、お前があかんのやみたいな感じで、同僚もそんなような感じで、本当にどうしたもんやということを言われたので、企業もそうですし市役所の職員もそう言われている人もいれば、逆に言っている人もいますので、ハラスメントの防止、撲滅を何とか考えていかないといけないなということを言いたいのですが、いかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

ハラスメント対策のお話でございます。具体的な研修とか対策の話は後ほど総務部長から答弁してもらいたいと思いますが、ハラスメントについての考え方、これは市としてというよりも私の考えになるので、私の考えということで申し上げたいと思います。

今や企業経営の中でハラスメント対策というのは基本でありますし、どの企業でも団体でも取り組みが進んでおると認識しております。ただ、大事なことはどんな研修をどうやってやるかということももちろんですが、議員おっしゃるようにまさしく市民憲章にあるようないやりの気持ちを持つというのが基本ではないかというところは高原議員と全く同感です。

私が8年前に市長になったときに、初登庁して最初、玄関に入っただけですぐに訓示をするんですけど、そのときにパワハラ厳禁というふうに言って、以来ずっと毎年、年度初めの訓示のときにはそれをずっと言い続けてきております。これは自分の経験に基づくものでありまして、県庁時代にパワハラの場合というのは何度も見てきました。自分自身が平成元年ですから、まだ平成の1桁、2桁の前半というのは昭和の色を濃く残す時代ですから、そういうのが全然普通だった時代というのが現実にあります。それから自分自身も岐阜県庁の秘書課というところに7年在籍しましたが、秘書課というのは先輩秘書から面々と続く昭和の徒弟制度みたいなものがあって、本当にパワハラ体質の組織でありまして、自分も随分叱責もされましたし、先輩秘書から言われたい日はないくらいでしたし、逆に自分も秘書時代に内勤のサブの秘書にきつい言葉で叱責したことも何度もありますし、半分怒鳴り散らすみたいなこともありましたし、きつく問い詰めるようなことも実際ありました。今でも県庁職員の当時を知っている人は、「あの頃の都竹さんは怖かった。」という人も中にはいます。

ただ、それは組織全体がそういうふうにならざるを得ないと、次第に正常な感覚を失っていくんだなということを実感しているわけなんです。ただ、私自身はその後だんだん考え方が変わって

きたんですが、私はよくこの話をするんですが、一番のきっかけはうちの次男が障害者ですけども、重度の知的障害があると分かったことがその大きなきっかけだったというふうに自分を振り返るんです。重度の障害があると、例えば同じ年の定型発達の子供たちに比べてどんどんどん差がついていくわけです。そういうのをずっと見てみると、人間というのはそれぞれ弱いところもあるし、努力をしても変えられないところもちろんあるし、そういうところがたくさんあるけど、それを個性として、あるいは強みとしてありのままに受け入れていくということが一番大事だということを思うようになってきたわけです。それと、ずっと友達と比較して親としてはたまらないわけですけど、そういうのを見てると、ちょっとでも、本当に米粒1つぐらいでもいいところがないかと思ってずっと見ているわけです。今でもそうです。そうすると不思議なもので同じ職場の同僚職員、部下職員も同じように見るようになるんです。何かいいところはないか、いいところはないかというふうにずっと思うようになる。その頃からすっかり職場で怒ることがなくなりました。今、職員によく「市長、本当に怒らないですね。」と言われることがあるんですけど、たまに腹立つこともいっぱいあるんですが、でも、そのときは自分に置き換えたときにやっぱり辛いことではないかと思うこともあるし、自分でできるのかと思うこともあるし、そうやって人のいいところを見ようというふうになってくると変わってくるんだというふうに思うわけです。

もう1つは、人っていつでも弱い立場になると思うわけです。障害のある立場というのは、障害者という、そういう特殊な分野があるように思われるけども全然そんなことはなくて、例えば自分でもそうですし、ここにおられる皆さんもそうですが、今夜家で突然脳梗塞を発症して明日体が動かなくなるかもしれない。あるいは帰りに途中で事故に遭うかもしれない。あるいは明日生まれてくる自分の子供が重度の障害があるというケースだって幾らでもあります。そうすると、障害があるとか困難があるというのは実は普通のことで、それを弱い立場だと私は言っていますけども、弱い立場にあるということは特殊なことでも何でもなくて、明日の自分の姿で、つまり同じ地平の上にあるんだ、対岸にあるのではなくて同じ地平にいるんだということを私は思うわけです。これが私は共感だというふうに思っていて、高原議員もおっしゃるこれが共感だというふうに思うんです。だからみんな同じ立場になるんですよ。みんな同じなんですよと思うと、自分のことになるからそこで共感が生まれるんだと、これは自分の信念です。

だから病気とかけがえがあれば生活困窮もあります。商売をやっていて真面目に一生懸命やっているけど世の中の情勢が変わってきて売り上げが下がってくる、生活が苦しくなる、幾らでもあります。誰しも辛いこととか苦しいことがあるけども、思うようにならないことがあるけども、その中でも一生懸命生きている。仕事においても同じで、人によって得意、不得意があるわけです。全部がみんな同じようにできるわけではないし、努力せずに簡単にできる人ももちろんいます。でも、努力しても同じようにできない人もいます。それを「お前できないじゃないか。」と言って叱責をする、怒鳴り散らす。こんなことはやっぱりあり得ないと思うので、自分自身も100%模範的な人間ではないということと同様に、誰も100%完璧な人なんていないわけですから、そこに共感を持つということがハラスメント対策の一番根幹ではないかと。こういう意味だというふうに思っているので、相手のことを自分に重ねて自分のこととして捉える。これが本当に共感であり、市民憲章にある思いやりということではないかというふうに思います。

逆に言い換えますと、ハラスメントの裏には必ず共感の欠如がある。このように思っています。例えばカスタマーハラスメントの話が議員されましたけども、例えば接客している店員も同じ人間なんですよと思ったら厳しい声をかけられないですよ。大変な思いをしながらこの人が働いているんだと思ったらそういうことは言えない。だけど、金払っているから自分が優位だ、何を言ってもいいんだと思うからカスタマーハラスメントということが起こるわけでありまして、そんなことない、自分がこの人の立場だったら、一生懸命働いているんだと思ったら言えないと思います。弱い立場の人とか、人の違いとか、人の個性とか、そういったものの共感を広げたいという思いで始めたのが、今やっているダイバーシティのまちづくりというのはまさしくその気持ちで始めているということです。

この件については何度もご説明しておりますけど、もともと性的マイノリティーの方々への理解増進というところから始まりましたが、その中で外国人にしても障害者にしても、あるいはいろいろな特性がある人にしても同じではないかということに気がついて、一人ひとりを大切にすまらざるまちづくりをする運動に発展させていこうということで、このダイバーシティのまちづくりというものをしてきたわけでありまして。昨年末に検討委員会の皆さんに宣言をつくっていただいて、ダイバーシティのまちだという標榜して活動を始めているわけでありまして、講演会を5月にもやりましたし、あと市内の企業にもいろいろな宣言の呼びかけをしております。今13企業団体が賛同してくださっておりますが、またこの後も啓発の上映会とか、勉強会とか、講演会とかをやっていきたくて思っておりますけども、一番の目的は自分たちと違う人たち、あるいは弱さのある人たちを大事にするまちをつくるということがこのダイバーシティのまちづくりの一番の目的でありますし、繰り返しになりますけども、これこそが思いやりの和を広げ、ぬくもりのあるまちになるということだろうと思っておりますので、その方向で頑張っていきたいというふうに考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私からは、1点目のハラスメントに関する職員研修及び対策についてお答えします。飛騨市では今年度「ハラスメントを許さない」をスローガンとして掲げ、ハラスメント撲滅に向けた取り組みを進めております。まず昨年までの実績でございますが、管理職を対象としたパワハラ、セクハラ等の防止研修をはじめ、怒りをコントロールするアンガーマネジメント研修、そして全職員を対象とした公務員倫理研修の中でも職場におけるハラスメントの防止に向けた内容を学んでおります。なお、今年度は7月から9月にかけて管理職・監督職職員を対象としたウェブによる動画研修を予定しております。

他方、近年お客様からの不当要求等が全国的な社会問題となっておりますが、それに対応すべく、昨年度は管理職・監督職職員を対象に不当要求対応に関する研修を実施し、いわゆるカスタマーハラスメント対応についても取り組みを進めているところです。ハラスメントは人格や個人の尊厳を侵害する行為であり、職場環境を悪化させるばかりか業務の円滑な執行に重大な支障を

及ぼし、絶対に許されるものではありません。市ではハラスメントの防止等に関する規定を設け、職員からの苦情相談に対応する相談員の配置、ハラスメント事案を審議し公正に処理・解決するための処理委員会の設置等、ハラスメントに関する相談体制等を整備するとともに、対面で相談することが難しい職員に対してはウェブによる専用フォームを整備するなど、職員が相談しやすい環境を整えます。

今後も、引き続き研修を重ね、さらに認識を深めることで、結果、風通しがいい良好な職場環境を整備することでハラスメントの防止に努めてまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○14番（高原邦子）

共感というのは本当に大切なことですが、短時間でもいいですけど、帰る前にぱっとミーティングをして今日何かなかったかとか、そうやって聞いたりはしていないのでしょうか。というのは、周囲の人で、自分の職場の相談ができて共感を持ってもらうことで自信が持てるようになったという人がいたんです。とんでもないお客さんだったみたいで、「高原さん、ああいう人が仲間よかったわ。」と。部で違うかもしれませんが、谷尻総務部長のところは、そうやってちゃんと聞いていますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

総務部では今年の4月から業務に支障のない範囲での雑談をなさいということで進めております。これには大きな意味が幾つかあるんですけども、やはり1つにはコミュニケーションの増進促進という意味があります。そういった中で、できるだけ私のほうからも若手の職員に声をかけるであるとか、逆に若手の職員が私のところに判子をもらいに来たときに声をかけるとか、それは私とだけではなくて係内であるとか、課内であるとか、当然業務的にミーティングというのも各課で行っておりますし、私自体も総務部は5課あるんですけども、毎月5課の課長と打ち合わせを行っております。それはあくまで定型的な話なんですけども、いわゆる日々の行動としてそういった雑談をなさいということで進めております。

○14番（高原邦子）

私の経験なんですけど、私の言っていることがちっとも分からないという人がいたんですけど、いや、実はこうこうこうでと説明したら、やっぱりよく分からんけどあんたが言っとるんやで納得したわという人もいますね。ところが、逆に世の中には理路整然と正論を唱える人がいるじゃないですか。でも、あいつはそうやって正論ばかり言っとるんやけど嫌いやでなという、そういう人間の不思議な心の感情というものがあったりするので難しいなと思うんですね。「己の欲せざる所は他に施す勿れ」という、これを守っていけば大抵うまくいくのではないかと思うし、もう1つ、最近いろいろな人を亡くしたりして思ったんですが、皆さん考えてみてください。この時代、この地球の広い中でこの一緒の時をこうやって過ごしているってすごいご縁があることです。この飛騨の地域で住んでいるだけでもすごいご縁なんです。それなのにいがみ合っている。これが100年先に私が生まれるたら皆さんに会ってないわけですし、同じ時代に生きていると思うと何でいやらしいことを言わないといけないのだろうかと思ってしまうので、こんな

偶然ってないことで大切にしていってほしいなと思うので、ぜひぬくもりの輪を皆さんにも広げてほしいなと思ったので今回やらせていただきました。皆さんとこの時代に、このときに知り合えて本当に私は幸せだと思っています。ありがとうございました。これで終わります。

〔14番 高原邦子 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で14番、高原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時25分といたします。

（ 休憩 午後3時17分 再開 午後3時25分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

12番、野村議員。なお、資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔12番 野村勝憲 登壇〕

○12番（野村勝憲）

それでは通告に従い質問します。私は4月、5月にデータセンター、ふるさと納税、大学と企業立地、まちづくりとSDGsをテーマに、国会議員会館、経済産業省、総務省、文部科学省、印西市ほか7自治体と2商工、3観光協会、私立大学10校を視察訪問と、東京で開催された日本自治創造学会研究大会「個性と魅力ある自治体づくりに挑戦する」に出席し、得た知見などを参考に、提案を含め大きく3点質問します。

1点目、消滅可能性自治体から飛騨市が脱却するには。4月、民間の人口戦略会議では、飛騨市は消滅の可能性があると再び指摘され、10年前、日本創成会議が発表したときと変わっていません。県内では、神戸町や富加町、それから多治見市もそうですけども、消滅可能性自治体から脱し、高山市や白川村は10年前と同じで消滅可能性自治体の中に入っていません。飛騨市も一刻も早く高山市や白川村並みに消滅可能性から脱し、若者の市外流出を小さくしなければなりません。今、市の最重要課題である人口減少と少子化・高齢化に危機感を持って向き合う対策が必要。市民から強く求められているのが地域経済活性化です。そこで2点問います。

飛騨市の新たな地域活性化策について。5月に白川村は十六銀行のグループ会社「カンダまちおこし株式会社」と地域活性化に向けた協定を結び、調達資金を企業誘致に充て、雇用創出を図ると発表。また、熊本県菊陽町は台湾から世界最大手の半導体メーカーの工場を誘致し、若者を中心に人口増となり、持続可能自治体となるなど国内の町村でも地域の特性を生かした企業や研究機関の誘致活動が積極的で、人口減少問題など地域課題解決に危機感を持って対応されています。私は市長肝煎りの猫事業、大学誘致、駅東開発などで持続可能な地域になるか疑問です。求められるのは、飛騨市の地域資源と特性を生かした新たな地域活性化策です。市の具体案は。

2つ目、データセンターと研究機関の立地について。DCサービスの国内市場が2023年、2兆5,200億円から2027年には4兆1,860億円まで拡大と知り、3年前に計画していたデータセンター視察に印西市、商工会、観光協会、建設現場など5月29日に訪問。印西市内にはグーグルやアマゾン、NTTなど、公表しているだけで11社のデータセンターを運営、または建設中。その現場を実際に見て、データセンター誘致が地域経済に大きく貢献し、生成AIの急速な普及でさらなる需要増が見込まれ、印西市のみならず国内各地で建設ラッシュが進むと確信しました。なぜデータセンターが印西市なのかの優位性は、災害体制で水害のリスクが低く、周辺には活断層が見つかっていない地盤、さらに大量の電力が賄える電力インフラが整備され、その地域特性を生かし、12年前に初当選された板倉市長は地域・経済の活性化を最優先にデータセンター誘致に取り組まれた結果、国内外の企業が運営するデータセンターの一大拠点となり、驚くことに2021年度には固定資産税など、市の税収が約220億円、10年前に比べて約60億円も増え、その財源をもとに公園や保育園の整備を進め、子育て世代の転入が増え、現在、人口は20年前の飛騨市と同じ約3万人も増え11万人です。データセンターの立地が印西市のまちづくりに結びつき、全国で持続可能性のある65の自治体の中に入り、しっかり雇用環境なども整ってきたことが立証されました。翌日、石破茂事務所や2年ぶりに経済産業省情報産業課に出向き、データセンター立地について意見交換。米国のアマゾンは今年1月、2023年から2027年の運用や修繕費を含む日本への投資額が約2.3兆円になると発表。また、グーグルの関係会社も関東だけではなく広島県や和歌山県でDC向けと見られる用地の取得を進め、また、北海道庁と苫小牧市がソフトバンクの進出に積極的など新たな動きが出てきており、経済産業省のデータセンター地方拠点整備候補地として調査費がついた旭川市から美弥市までの10自治体も計画地は全て地上です。そのうち長岡市、伊賀市、恵那市に私は訪問し、情報を収集しています。もし神岡町の地底危機管理データセンター新設事業に取り組めば、国内外からのDC進出が期待される大きな最後のチャンスです。今回の視察などで、市の地域資源と特性を生かし新たな地域活性化策は、まずデータセンターの立地から。データセンターが立地されれば、関係人口を含め企業人との交流が生まれ、新しい視点での研究機関や企業誘致にもつながり、10年後のまちづくりに結びつくと思われまます。市の考えはいかがですか。以上です。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは、1点目の新たな地域活性化策についてお答えいたします。市では、現在、市が実施している施策のほとんどは地域活性化につながることを目的としたものであると考えております。例を挙げれば、市と地域外の人との関わりを生み出す飛騨市ファンクラブや、地域の困りごとや課題を資源として人と人とのつながりや支え合いを構築する「ヒダスケ！」があります。これらは関係人口を創出・拡大するための取り組みですが、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面する中でも関係人口と呼ばれる地域外の人材が担い手となって地域づくりを実現していることから、地域の活性化に寄与しているものと言えます。また、市内内外の多くの方々に携わっていただき、継続的に実施されている薬草や広葉樹に関する取り組み

につきましても、その活動の中で新たな商品開発や活動拠点の創出をはじめ、全国規模のイベント開催実績があるなど、まさに地域活性化の好事例と言えます。これらはいずれも全国各地の自治体や議会の視察を多く受け入れていることに見られるように、広くご注目をいただいていることから、これら既存の取り組みを今後も着実に継続実施し、拡充させていくことが重要と考えております。

このほか、商工観光、農林関連の事業、振興事務所所管の事業をはじめ多くの地域活性化の取り組みがあり、これらは当初予算や補正予算の提案の際をはじめ、日頃から説明しているものですので、これらも含めて具体策と捉えていただければと思っております。

なお、議員からは保護猫活動、私立大学設置、駅東開発が市の肝煎り事業であるとのことのご発言がございましたが、これまでも再三申し上げてきたとおり、これらは全て民間の事業であり、市が自ら力を入れている事業ではありませんのでお間違えのないようお願いいたします。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは2点目のデータセンターと研究機関の誘致についてお答えいたします。今回のご質問に関しましては、令和4年第2回飛騨市議会定例会の一般質問でも答弁をさせていただいておりますが、改めてお答えいたします。

議員ご指摘の神岡鉱業の地下空間を利用したデータセンターの整備については、一昨年、年明け頃に、データセンターを運営しておられる情報系企業から具体的に検討したい意向をお持ちである旨の情報を入手し、具体的な誘致活動を行ったということがありました。会長や社長などトップの方々も実際に現場に来られ、また、神岡鉱業とも密接に連携しながら相当前向きに具体的な条件の検討、すり合わせを行っていただきましたが、課題が多く、残念ながら結果的に断念ということになりました。神岡鉱業の地下空間の特性といたしましては、硬い岩盤に囲まれているため安定性があり、セキュリティーレベルも高いとされております。しかし、この一連の過程を通じ、地下空間のみならず飛騨市自体のデータセンター誘致のハードルの高さを実感したところです。

具体的に申し上げますと、1つ目はネットワーク環境において、高速大容量通信を可能とする大容量光ファイバー網が必須となりますが、飛騨市エリア近傍は未整備であることです。例えば、今後、政府主導で日本海側に海底光インフラが敷設され、富山市内にアクセスポイントができ、かつ当該ポイントに接続できるというようなことが実現すれば高速大容量通信が可能となると思われませんが、現時点においては具体的な計画があるわけではなく、現実的にはかなり難しいと考えられます。

2つ目に設置可能なスペースが狭いことです。設置環境として、データセンター本体であるサーバーラックに加え、停電時に備えた蓄電設備や非常用電源等の付帯設備の設置可能スペースが必要です。しかし、既存坑道の多くは高さが低く、横幅も狭く、これらを設置できるだけの十分なスペースがありません。このため、現在の坑道を活用することができず、新たな坑道を掘削す

ることが必要になり、コストが見合わなくなります。また、坑内は一般的なサーバや電気設備の湿度上限80%から85%を超える高い湿度があるため、結露リスクが高く、高湿度や結露防止の対策が不可欠であり、通常的环境よりも対策コストがかさむという状況にあります。

3つ目に監視体制の整備において、万一の有人対応作業が求められる異常発生時に対応した坑内アクセスと体制の整備が難しいことです。近年は遠隔無人監視や自動管理の技術が進歩し、サーバやユーティリティ設備に遠隔監視制御技術を適用すれば日常の点検管理は可能となりますが、データセンターの性格上、止まることがないという信頼性が求められるため、万が一の場合にすぐに担当の技術者が駆けつけられることが必要です。しかし、飛騨市の特性上、都市部からの短時間での到着が難しいことに加え、坑道内となるとさらにその体制整備が難しくなります。専任の技術者を多く置いた場合には、その対応コストに見合う採算性の確保が課題となります。

このように、現時点においては飛騨市という場所がデータセンターを設置できる要件を欠いている状況にあり、その誘致は決して容易にできるものではないと認識しております。

一方で、昨年3月に神岡町船津地内の空き家を活用し、飛騨市出身の宛木宏之さんが社長を務められる東京都の株式会社松浦製作所がデータセンターを設置され、現在稼働しております。おおむね300社から400社のデータ管理が可能で、既に人材確保や外国人向けのアプリケーションなどを開発する企業が利用されていると伺っております。飛騨市の地域特性を考えた場合には、こうしたデータセンターを拡大していくことも必要ではないかと考えております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○12番（野村勝憲）

畑上部長は、たしか2年か3年前、高山市含めこの飛騨エリアは企業立地には向いてないという話をされたと思いますけども、実際、今テレビショッピングなどで有名になっていますけども、あもう酵素を作っているのは荘川の研究所ですよ。あのグループの本社はたしか名古屋市にあると思いますけど、要するに寒暖差を利用して地域資源を生かしてやっている。あれは結構人気なんです。ああいうものが立地できているわけですよ。だから私は前々から言っていますけども、この地域の空気、水がいい、あるいは寒暖差もある。そういうものを研究機関をも含め企業立地はできないかということは再三申し上げてきましたけど、あなたが言っていることはちょっと矛盾していませんか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

あもう酵素のことは私も存じ上げておりますが、推測いたしますに、あもう酵素はそれこそ今議員がおっしゃられたように水とか気候的なところの荘川での優位性を考えてあそこに工場を造っておられると思います。ただ、一般的に考えまして、ある程度の規模の企業を誘致するには交通網の整備であるとか、そういったところは欠かせない条件でありますので、そういったところで飛騨市が必ずしも有利な条件にはないということは矛盾してないと考えております。

○12番（野村勝憲）

私はいろいろなところを歩いてきています。現実に山梨県でも、あるいは宮城県の5,000人か6,000人の村でも企業誘致で成功しているんですよ。私前も言ったと思うんですけど、いろいろな

ところを研究して、分析して、この地にこういうものがあるんだなということを研究していけば必ず立地できると思います。

ところで、私が一番気にしているのは、これ三度目になると思うんですが再び消滅可能性自治体が発表されております。飛騨市の人口は恐らく10年後は約1万7,000人前後になると思います。そうしますと、当然過疎の問題、限界集落、あるいは担い手不足がそれぞれの地域で起きてくると思います。そういったことが予測できるわけです。それを前提に都竹市長にお伺いしますが、要するに持続可能なまちづくりを実現するということが今年のスローガンにされていますけれども、私は福祉だけでは駄目だと思うんです。経済と福祉は車の両輪で市政を運営していかなければいけない。それを前提に10年後の飛騨市のあるべき姿、それと何を核にして持続可能なまちづくりを取り組まれる予定ですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

10年後じゃなくてももう既にそうなっているんです。なので、今やっていることがまさしく議員がおっしゃるような持続可能なまちづくりに向けた取り組みということでもあります。ですから、関係人口もそうですけれども、先ほどの部長から地域資源の活用の話もありましたし、そうしたことを中核に据えながら、いかに少ない人間でいろいろな仕組みを効率化してやっていくか。これを総合的にやっていくということを今まさしくやっているわけでもあります。これも部長の答弁がありましたように今やっていることがまさしくその対策ですから、10年後に起こるわけではなくて、飛騨市の場合は人口減少先進地なので今既にそうなっているということでもあります。

○12番（野村勝憲）

でも、10年後の飛騨市はこうあるべきという姿、ランドデザインは描かれていないんですか。

△市長（都竹淳也）

ずっとこれも申し上げているように、みんなが心豊かに楽しく暮らせるまち、こうした1つのスローガンを掲げられ、まさしくウェルビーイングです。そこを追求していくというのが10年後のあるべき姿です。それは人が少なくなっても何とかやっていける地域で、人が少なくなっているということは働き手もないわけですし、様々な社会機能を維持するのも難しい。それを何とかいろいろな助け合いの仕組みとか外部の力を借りたりしながらやっていく。これが10年後のあるべき姿だというふうに思います。

○12番（野村勝憲）

私は印西市の市長の話をしました。12年前にあそこはクリーンセンターの移転の問題で大きな問題があったということを聞いています。実際現地に行って聞いているんです。それでも経済を活性化しなければいけないということでデータセンターを誘致されたわけです。私はそういう具体的な政策を持って次のステップに行かなければ、飛騨市は消滅可能性自治体から脱皮できないと思います。

それでは2点目の「賑わい」と「稼ぐ観光」について。市長は1期目に観光を1丁目1番地、外から人と金を取り込む、元気な飛騨市づくりの推進と発表して8年が経過。しかし、目立つのはそのときの言葉やパフォーマンスだけで成果は出ていません。申すまでもなく首長は政治家。

先に紹介した印西市のように地域経営者としていい結果が求められます。古川町の駅前通りや中心街にはかつてのにぎわいはなく、閉店が続く宿泊客も減り続け、最近割烹旅館が閉館するなど観光面に影響が出ています。そうした中、昨年9月から3月までNHK連続テレビ小説さくらの再放送の影響により古川の町中になぎわいが少し出てきており、三嶋和ろうそくの店頭の手紙には東北から九州までの観光客から「さくらを見て訪れました。」のメッセージが昨年から寄せられ、今年になってさらに多くの声。また、最近も連日寄せ書きが届いているようです。NHKさくらの再放送は新日本紀行の再々放送とともに観光面にいい影響が出ている今こそ、町中になぎわいを取り戻し、稼ぐ観光地として売り出すための新たな観光振興が求められ、3点問います。

1つ目、飛騨古川まつり会館の現状と見通し。飛騨古川まつり会館は平成4年にオープンし、古川町時代の平成15年までは入館者は年間平均約8万人を超え、合併して市になってからの平均は年間約2万6,600人。しかし、都竹市長が観光を1丁目1番地にと、人と金を取り込む事業として、市長自らたびたび登場し市長のPR館とも言われ、好評だった3Dから4K映像にした制作費4,500万円など約2億円の改修費を投入した令和2年から令和5年までの入館者数は、年平均約1万2,530人の最悪で、赤字運営が続いている現状と今後の見通しを問います。

2つ目、多額の制作費と市が負担した「雑魚どもよ、大志を抱け！」について。アニメ「君の名は。」は相変わらず人気で、図書館の手紙には多くのメッセージが寄せられ、NHK連続テレビ小説「さくら」、新日本紀行と同様に市から政策協力金など一切出ていません。昨年3月から東映系の映画館での上映の「雑魚どもよ、大志を抱け！」を見て、飛騨市にやってこられた観光客の声を聞いたことがありません。市はこの映画にロケツーリズムの一環として約2,545万円もの大金を投入。しかし、観光面など地域にプラスになっておらず、白川村や高山市ではロケツーリズムも含めPR活動にこんな多額の費用負担などしていません。費用対効果が出る観光戦略に変えるべきと思いますが、いかがですか。

3つ目、町並み景観や地域資源を生かしさらなる誘客へ。本光寺近くのやんちゃ屋台村で夜営業している店は1軒だけ。近くの瀬戸川沿いのお土産屋も閉店。また、電柱がなくなった殿町や壱之町の街並み景観を散策するのに情緒を醸し出してくれた人力車が昨年暮れから見られなくなり、残念の声を多く聞きます。この人はふるさとの北九州に帰られて、現在、人力車で同じようなことをやっていたらいいようです。こう言ったら失礼ですけど、聞いたところによるとこちらよりもはるかに稼ぎがいいようです。新たな観光客やにぎわいづくりの面からもマイナスで、市の見解と新たな対応策は。無電柱化が進む古川町の町並みを散策する観光客や住民は昭和の時代に戻った気分。あの懐かしい昭和の体験ができる展示物などを設置したコーナーを空き家を利用して、数か所あれば新たなにぎわいが期待できるのではないのでしょうか。これはお金はかかりません。ロケツーリズムの比よりはるかに安いですから。また最近の外国人は、古物や山並み鑑賞などに費やすようで、国内外からさらなる観光誘客増のためにもここにしかない地域支援を生かさなければなりません。市の具体案は。以上です。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それではまず1点目の飛騨古川まつり会館の現状と見通しについてお答えいたします。飛騨古川まつり会館の令和5年度の入館者数は1万7,634人で、対前年比112%となったものの、コロナ禍前の平成30年度と比較いたしますと84%ととなっております。このことから、観光需要は引き続き回復傾向と考えられるものの、コロナ禍の影響が残り、バスによる団体旅行の減少などが影響しているものと考えております。飛騨古川まつり会館の損益分岐点は、精査の結果年1万8,000人となっており、令和5年度の入館者数はこれには及ばなかったものの平成30年からの累積収支はマイナス33万3,000円まで回復し、赤字解消のめどがついたと考えております。令和4年度の6月及び3月議会での答弁と重複いたしますが、今後は引き続き古い町並みを訪れる観光客の皆様へ、1人でも多く飛騨古川まつり会館にもお立ち寄りいただくため、飛騨古川まつり会館の入館が町歩きへの導入となるような見せ方での情報発信や、入館割引券の効果的配布、周遊観光バス補助を実施するほか、館内空きスペースでの古川祭史編集委員会と連携しての企画展の開催、4Kシアターを活用した映画上映等にも取り組んでまいります。なお、4K映像の導入をはじめとするリニューアルにつきましては来館者の皆様にも大変好評であり、議員ご指摘の令和2年度以降の入館者数の減少はコロナ禍の影響が要因であると考えておりますので申し添えさせていただきます。

次に、2点目の「雑魚どもよ、大志を抱け！」についてお答えいたします。本件につきましては、令和5年9月議会にてご答弁申し上げておりますが、念のため繰り返しご答弁申し上げます。まず当作品でご活用いただいたふるさと納税活用映像制作助成金は、市がふるさと納税にメニューとして枠を設け、制作者自らが汗をかいて集めていただいた寄附を原資に事業を行っていただくものであり、市の制作協力金ではありません。また、財源には全て寄附金を充てるため、市の一般財源としても税金も投入しておりません。寄附する企業側には税制上の損金算入や税額控除とともに、優れた映像作品の制作に協力できるという社会貢献ができるというメリットがあり、制作者にとっては資金を集めやすく、市にとっては税金を使うことなく目的の実現に資することができるという三方よしの制度であり、積極的な活用を図っております。また、この取り組みはそもそも観光誘客を目的としたものではありません。優れた映像作品に飛騨市の風景が用いられることや、ロケに市民がエキストラなどで参加することにより市民のシビックプライドが醸成され、ひいては地域の活性化につながることを目指しているものであり、市が参加しております全国のロケツーリズム協議会の場においても常にそうした考え方を述べております。

次に、3点目の町並み景観や地域資源を生かした誘客についてお答えいたします。飛騨古川の町並みの価値は、その景観はもとより、その地に暮らす住民自らがまちづくりとして、行政による厳しい規制がなくてもその町並みを守り続けている点にあり、まさに議員ご指摘のここにしかない地域資源に当たるものと考えております。しかし、このことは言い換えれば古川町の町並み景観は、住民の意識に大きく左右されるということでもあるため、市は令和4年度に飛騨古川・町並み景観研究会を立ち上げ、新潟大学都市計画研究室と連携しながら定期的な勉強会、啓発活動、調査研究事業を実施しております。また、並行して令和5年度からは日本ナショナルトラストから譲渡される飛騨の匠文化館の今後の運営について、専門家や有識者、市民の皆様と町並みの価値を伝える拠点としてどうあるべきかという点について、様々な検討を行っている

ころです。このように飛騨古川の町並みは、住民を主体とした維持・保全が大きな意味と価値を持ち、結果的に誘客につながると考えているため、引き続きこれらの取り組みを進めてまいります。なお、議員ご指摘の新たなにぎわい創出などの取り組みに関しましては、引き続きまちの元気応援事業により、市民の皆様の前向きな取り組みに対し積極的な支援を行ってまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○12番（野村勝憲）

飛騨古川まつり会館ですけれども、昨年からだと思えますけれども、シアターを利用してイベントをやられていますよね。これは昨年は何回やられて、観客数はどのくらいだったんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

4Kシアターの活用につきましては、昨年ワンコインの映画上映会を6回、それからドローンコンテストの審査会が1回、それから古川中学校のマイ・プロジェクト発表会を1回行ってございまして、延べ425人の方にご利用いただいております。

○12番（野村勝憲）

「雑魚どもよ、大志を抱け！」の映画ですね。これは昨年の3月から東映系で上映されていますね。終わったかどうか分かりませんが、全国で展開されたと思えますけれども、この1年間で観客動員数はどれだけで、この映画の全体の制作費はどのくらいだったんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

全体の観客動員数、制作総額については把握をしておりますが、古川町、神岡町でロケをしたときに、市内に落とさせていただいた金額は把握しておりますが、それでもよろしいでしょうか。

（野村議員「それは知らない。」と呼ぶ）

○12番（野村勝憲）

どちらにしても2,500万円ぐらい、ふるさと納税とはいえそれは都市部のお金なので、ちゃんと結果を分析して次の手を打たないと、ただ終わってよかったでは駄目ですよ。

それから私が一番懸念するのは、やはり店がなくなっていくんですよね。最近知ったんですけど、先週の土曜日も殿町の飲食店が閉店されたということです。それと最近の情報では古川町でもう1店やめようという話が出てきているんですね。例えばゲストハウスが古川町で結構できています。ゲストハウスでは食事が提供されません。しかし紹介する店がないということで、実際ゲストハウスを運営されている、あるいは従業員の方も含めてですけれども、やはりもう少し食べる所を何とか市としてもバックアップしてもらえないかということをお願いされているのですが、その辺についてはどのような考えでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

飲食店が足りないというところについては私どもも共感しておるところはありますが、1つ申

上げますと、昨日の小笠原議員の答弁でも申し上げましたが、市内のゲストハウスは積極的に市内の既存飲食店をお客様にご紹介いただいでご利用いただいておりますので、必ずしも食べに行くところがなく困っているという状態ではないと考えております。ただ、飲食店がもっとほしいというところはそのとおりでございますので、市のほうでも空き家を利用した飲食店の開業に対する何か支援策ができないかとか、そのところを部内でも検討してまいりまして、そういった動きには積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

○12番（野村勝憲）

先週テレビを見ていたら、高山市で忍者体験カフェ高山というものができているらしいですね。非常に人気で外国人がしょっちゅう来ていると。やはり高山市の場合は店を閉じても、新しいそういう視点から店ができるんですよ。ここのところが飛騨市との違いなんですよ。こういったところをちょっと研究して、新たな視点でそういうお店もできないか。例えば人力車の人が帰られたので残念なんですけども、あれも非常に飛騨市の町並み、特に古川の町並みにマッチングするわけですよ。ああいったものはやはり情緒を醸し出してくれると同時に、リピーターにつながるんです。その辺のことをもう一工夫も二工夫もできないかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今ほどの答弁でも申し上げましたとおり、飛騨市へおいでいただく観光客の方たちは、上っ面のものに引き寄せられておいでになるのではなく、市民の皆さんの気持ちとか、生活感であったりとか、そういった内面からにじみ出るものに共感をされたりしているところで魅力を感じていただいていると思っております。ですので単純に外国人の方が好まれるという観点でしたら、高山市にできた忍者体験カフェ高山だとか、そういう簡単な日本的な要素のものに惹かれておいでになる方もあるかもしれませんが、そういったものは今の飛騨市には見合うものではないと私は考えておりますので、先ほど申し上げた答弁のとおり、市民の皆さんのまちづくりの取り組みがしっかりと外国の方にも伝わるような取り組みができるように、それを目指してまいりたいと考えております。

○12番（野村勝憲）

例え話で言ったので、あれを真似するというじゃないんですよ。ここの地域に合った形で、やはりもう少し研究してやらなくてはいけないのです。

それではお聞きしますけども、テレビ取材などをほとんど受けられない、非常に大変だということ聞きましたけども、ここじゃないですよ。白川村さんです。今年は約半年終わるわけですけども、白川村は入り込み客数がすごい勢いで伸びています。恐らく今年は過去に一番最高だった年間215万人を超えるだろうという情報を得ているんです。飛騨市も先ほど言いましたように新日本紀行、さらにはさくらで随分と古川町はお客さんが来ていらっしゃる。1年間の半分が終わったわけですが、今年の見通しはどのぐらい立てていらっしゃるんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今年も順調にお客様には来ていただいておりますので、目標としましてはコロナ禍前の120万人に届くといいなということを思っております。

○12番（野村勝憲）

ちょっと聞きづらかったんですけど、120万人は突破するということですね。そういう理解でよろしいですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

このまま天候にも恵まれ、特段大きな天変地異等がなければ120万人にいけるのではないかと考えております。

○12番（野村勝憲）

私はいつも思うんですけど、稼ぐ観光といたら宿泊客数を増やさないといけないんですね。高山市は御存じのようにホテルが次々とできて、結果、できたことによって固定資産税が増えてきたんですね。ですから市民税がアップしているという情報を聞いています。残念ながら飛騨市の場合は、駅前通りの料理割烹旅館が去年閉館されたんですけども、この割烹旅館を利用して新しい経営者がやるんだというような声は出てないですか。ほかの人があれを買ったという話もちらちらと聞いているんですけど、その辺は市はどのように把握されているんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

駅前の割烹旅館につきましては、買われた方が事業承継をされるのではないと伺っております。別の用途に使われると聞いております。

○12番（野村勝憲）

恐らく私の情報が間違いなかったら、大学関係の方が購入されたのではないかと思います。その辺はどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

お見込みのとおりでございます。

○12番（野村勝憲）

私の情報は間違いなかったと思います。

それでは最後の3点目、大学設立と若宮駐車場について。都竹市長は大学設立が市民の夢と語ってきましたが、ほとんどの市民はそんな夢なんか持っておらず、建設予定地の宮城町はじめ古川町内の多くの人から誘致に力を入れている大学に、「この少子化時代に本当に経営していけるのだろうか。」、あるいは「共創学部ってどんな学部ですか。」とか、いろいろ疑問の声を聞きました。高岡市に住む友人、この人は実は古川町出身の方で、あちらで観光操業の事業をされている方で、私の同級生なんですけども、この方から4月16日に北日本新聞で今日見たと。資料、

北日本新聞ですけども、皆さんのタブレットに入っていますね。これは一面の記事です。トップ記事で「30年以上続いた高岡法科大学は定員割れで赤字経営が続き閉学するが、古川町で計画している大学は、この少子化時代に本当にやっていけるのか。」の電話をもらい、早速5月に文部科学省私学部専門官や、明治大学、中央大学、日本大学、愛知工業大学、至学館大学、豊橋創造大学など10校の入試広報担当の方々、あるいは事務長や部長やいろいろな方と会ってきているんですけども、情報収集と意見交換をやってまいりました。この4月、新設された学部で理系の学部を新設する大学が本当に増えているようです。その筆頭は成長分野である情報系・データ系学部で、特にデータサイエンス学部の新設が相次ぎ、例えば一橋大学、千葉大学、滋賀大学は総合大学の強みを生かし積極的です。計画のC o I Uは高岡法科大学と同じ単科大学で、定員数もほぼ同じ。資料の中日新聞の記事ですけども、「地方の私大 学生集め苦慮」と。たぶん皆さんも読まれたと思います。タブレットにも入っています。このように本当に地方の私立大学は学生集めに苦慮され、これまで私が訪問してきた長野県、岐阜県、あるいは富山県、愛知県の私立大学の単科大学も定員割れの大学が多く、本当にこの先が心配です。そこで4点問います。

C o I Uが開学した場合の経済効果は。新聞報道によれば、4年制大学の設立基金の井上博成代表理事が定員120名の共創学部を2026年4月に開学すると発表。飛騨市は全力で支援するとたびたび述べ、当然、市への経済効果はしっかり試算済みのはずです。開学の2026年度から10年間の経済効果の数値目標を具体的に示してください。

2つ目、将来C o I Uの公立化の可能性は。現在地方の私立大学は定員割れで赤字経営が続き公立化の動きが出ており、千葉県のある市がある件で有名になった学校法人経営の私立大学を誘致し、飛騨市と同様に市からの支援を受け開学したが、2016年度をピークに学生が減少し、経営難に陥り、市に学校法人から公立化のお願いをしているようです。市と学校法人との間で今大きな問題となっているようです。都竹市長は大学が開学していないのに、早々に大学設立基金の評議員に就き、庁舎内に大学支援室、さらにふるさと納税で設立資金まで準備し、大学誘致に全面支援の立場。万が一、大学が少子化などの影響で閉学となったとき、公立化に協力するのでしょうか。こういうことも考えていかないといけないですよ。

3つ目、C o I U設立準備の12億円について。大学設立基金は建設事業費を20億円から70億円に修正し、2年以上が経過。また、市はホームページで64億円の寄附金募集を呼びかけたのに開学費は約12億円。当初の20億円にもいかないんですね。開学費の内訳を、市のふるさと納税などでの支援金を含め、井上理事長側の自己資金や企業等からの寄附金など具体的に示してください。

最後に、市の若宮駐車場は現状のままでもいいと思います。令和4年、古川駅東側の市の若宮駐車場を利用し、共創拠点を商業施設や学生寮、研究支援施設、温浴施設、全天候型遊び場などの建設計画を発表。しかし、計画の温泉と子供の遊び場だけだったら現在の東洋の工場敷地で十分。大学校舎建設は、私は最初の宮城町でやるべきだと思います。もしそれが叶わなかったら農免道路北側にしたほうが、これは民地ですから、民地と言っているわけですから、民地でやったほうが学生や温泉利用者の駐車場も確保しやすい。まだ協定書を結んでないわけですから若宮駐車場は交流センターや総合会館、あるいは駅の近く、それと一番気をつけなければいけないのは、信号があって農免道路を渡るのに本当に危険。この前も80歳以上の年齢の方が信号で子供を死亡させたという、よくテレビで出ていましたけど、そういうことが起こる可能性があるので、市民の安

心安全のために現状のまま、これは私だけではありません。多くの人の声を聞いていますが、いかがですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

大学設立と若宮駐車場についてのご質問のうち、関連がありますので私からは1点目から3点目についてまとめてお答えをいたします。まず1点目、大学開学による経済効果についてですが、市の事業ではないため、その必要がないことから試算は行っておりません。

次に2点目、将来の大学公立化の可能性につきましては、そうした考えは全く持ち合わせておりませんし、議論もしておりません。

最後に3点目、開学に係る費用につきましては、これまでも繰り返し申し上げてきておりますけれども、市の事業ではないためお答えする立場にはございません。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは、4点目の若宮駐車場についてお答えいたします。開発事業者である飛驒古川駅東開発株式会社に確認したところ、現時点で計画されている商業施設は物販テナント、飲食テナント、温浴施設、交流施設で、その他の施設として全天候型子供の遊び場、屋外庭園、居住施設等を建設予定であると伺っておりまして、当初の計画と特段大きな変更がないものと理解しております。市にとっては、機能的価値及び財産的価値が若宮駐車場と同等またはそれ以上の機能を有する駐車場が整備されることが交換の条件でありますので、現在進められている工事が終了し、条件を満たすことが確認できれば予定どおり交換の手続きを進めていきたいと考えています。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○12番（野村勝憲）

ふるさと納税と企業版ふるさと納税で、市はどれだけ集めたんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

2つ合計いたしまして、現時点で2億5,000万円程度でございます。

○12番（野村勝憲）

2億5,000万円ということは、12億円の中に入っているわけですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

そのとおりでございます。

○12番（野村勝憲）

先ほど千葉県のお話をしましたが、あれは加計学園が経営している学校法人なんです。調べてないと思いますが、千葉科学大学です。こちらと一緒に、あちらは加計学園へお願いに行って企業誘致の条件でやったんです。最初にちゃんとマーケティング調査をして、経済効果はどのぐらい出るだろうということをやったら3分の1しかなかったという状況なんです。さらにびっくりしたのは、千葉科学大学は1学部だけではなく3学部持っています。大学院も持っています。昨年度は定員490名のところを46%で半分もいってないんです。これでもうギブアップしたと。それで市に何とかお願いしたいということなんです。市はやっぱり誘致した責任ある。飛騨市もその立場です。あなたは民民なんて言っているけど、飛騨市は積極的に受け入れて、宮城町の土地も紹介したのは市でしょう。さらにもっと言うと、企業立地と同じ条件だと言っていました。たしかそのときに「10年間固定資産税を免除する。」（議会だより（第69号）は免除になっているが、答弁R3.3.9は助成と発言）と言っています。それは今も変わらないですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

企業立地条例の対象の条件がいろいろありますので、それに対応できるところについては助成をすることになります。（野村議員「免除するんですか。前に答弁しているじゃないですか。」と呼ぶ）

○12番（野村勝憲）

10年間固定資産税は免除するんですか。過去には答弁していますよ。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

免除ではなく助成をいたします。

○12番（野村勝憲）

議会だよりも含めてよく確認してください。免除をすと言っているんですよ。助成すると言っていますけど、助成する必要はないです。あなた方もっと勉強してくださいよ。学校法人、私立であれ、国立であれ、公立であれ、固定資産税を納める必要ないですよ。そういうことを大学設置支援室は勉強していないんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

条例の一般論として申し上げたところです。

○12番（野村勝憲）

条例の一般論って、そんな答弁では駄目ですよ。私は国も、大学も、自治体も全部調べて「納めなくていい。」と言っていました。そういう答弁ばかり。詭弁答弁ばかりで大丈夫ですか。それでは、全天候型の子供の遊び場、これは有料ですか、無料ですか。

□商工観光部長（畑上あづさ）

市では答える立場にございません。

○12番（野村勝憲）

これは大変な問題ですよ。若宮駐車場は市民のもですよ。そこに建てられるわけでしょう。

「答える立場にありません。」なんて、そんな失礼なことはない。市民に迷惑をかけているんですよ。これは恐らく有料です。どこが運営するかも知らないんですか。

□商工観光部長（畑上あづさ）

それについても答える立場にございません。

○12番（野村勝憲）

私から言います。これは施工は株式会社井上工務店でしょう。運営は [REDACTED] それを各務原市でやっているんでしょう。3歳以上600円取って。その飛騨市バージョンをやるんでしょう。 [REDACTED] いろいろな形で。これで本当に大丈夫ですか。都竹市長、私は非常に疑問に思います。若宮駐車場は市民の財産、駐車場としては一等地ですよ。それが農免道路の向こうに行くわけでしょう。だから最初の宮城町でやってもらうように交渉してくださいよ。

◎議長（井端浩二）

野村議員に申し上げます。通告から大分外れていますので、通告に従ってやってください。（野村議員「通告したよ。よく読んで。若宮駐車場のことを言っているでしょう。独断でできないのか。」と呼ぶ）今の駐車場の問題については、建設するところは市とは関係ないので答弁する必要はないと思います。（野村議員「何が関係ないの。」と呼ぶ）市の駐車場ですけど、市が経営するわけではないので。（野村議員「渡さなくてもいいものを渡すんでしょう。真剣にやらないと大変なことになりますよ。」と呼ぶ）「予定どおり交換の手続きを進めていきたいと考えている。」と市が答弁していますので。

○12番（野村勝憲）

本当に市民の立場でやらないと、 [REDACTED] これは後になって大変なことになりますよ。

私は25校以上の大学を回ってきています。いろいろな人に聞いたら、みんな心配されています。ふるさと納税だとかいろいろな形で協力して、まさに誘致したというふうに捉えられている。それが結果、先ほどの高岡法科大学のようになった場合、どう市として責任を取るかという議論にもなってきます。ですから、ぜひお願いしたいのは、市民にまずアンケートを取ってください。宮城町でいいのか、若宮町でいいのかを含めて。その辺、都竹市長いかがですか。

△市長（都竹淳也）

ずっと今までも何度もこの話をしてきていますし、議事録を読んでもいただければと思うんですけど、認可するのは文部科学省ですので、今ここで我々がどうだこうだと言う必要は全くない。それからお話を伺っていると誘致のところも認識が正確ではないし、市がやるのか、民間がやるのかもはっきり言って混濁した状態でお話をされている。ここをきれいに整理しないと何ともならない。それから土地も交換ですから。同等以上の機能を果たせれば、それで交換しましょうということなんです。中でどう使われるかというのは概括的な話はあるけども、ここで聞かれても

しょうがないです。そもそも議場の場で民間事業者のことを批判したり、あり得ないような言い方で言うというのは、これは議員として議場の発言のモラルとしてどうなのかということも思います。先ほどの映画の話も全てそうなんですが、市がやっていることと民間がやっていることを完全に混濁されている。ここはきちんと峻別しないと議論なりませんよ。しかもそれは延々と繰り返されてきているんですよ。何年も。今初めてじゃないんです。分かっているしやっておっしゃるなら、これは問題です。（野村議員「市から説明を受けている。」と呼ぶ）聞いても分かっているしやらないなら、それも問題です。市は、そこは言う立場ではないとこれだけ申し上げているし——。（野村議員、不規則発言あり）

◎議長（井端浩二）

野村議員、許可してないです。お黙りください。

△市長（都竹淳也）

ということですから、やっぱりそこはしっかりと認識していただく必要があると思いますし、今後もそれを踏まえて質問していただく必要があると思います。今までの説明もほとんど聞いていらっしゃるし、そこを踏まえてぜひご質問いただきたいと思います。

○12番（野村勝憲）

どちらにしても20億円になったり、70億円になったり、今度は12億円。それも向こうの資金は10億円以下でしょう。ころころころころと振り回されているじゃないですか。我々はこの問題を飛騨市から全員協議会で聞いたんですよ。それを今になったらおかしい状況になって振り回されている。

以上で終わります。

〔12番 野村勝憲 着席〕

△市長（都竹淳也）

答弁ではないんですが、発言として許可をいただきます。今申し上げたように民間の事業についてここで質問されるということは一定の節度を持っていただきたいというふうに思います。

（野村議員「要らない。」と呼ぶ）

◎議長（井端浩二）

お黙りください。（野村議員「都合のいい答弁は要りません。」と呼ぶ）

△市長（都竹淳也）

答弁ではありません。今議長に発言の許可をいただいたということでもあります。

◎議長（井端浩二）

以上で12番、野村議員の一般質問を終わります。

◆委員会付託

◎議長（井端浩二）

以上で質疑並びに一般質問を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第62号、飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例についてから議案第73号、飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例の一部を改正する条例についてまでの12案件につきましては、お手元に配付しました常任委員会付託一覧表のとおり常任委員会に付

託いたします。

次に議題となっております議案第74号、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）につきましては、お手元に配付しました予算特別委員会付託一覧表のとおり予算特別委員会に付託いたします。

ここでお諮りいたします。明日、6月28日から7月3日までの6日間は常任委員会、予算特別委員会審査のため本会議を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、6月28日から7月3日までの6日間は本会議を休会とすることに決定いたしました。

◆閉会

◎議長（井端浩二）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は7月4日、木曜日、午前10時を予定しております。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後4時28分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

井端 浩二

飛騨市議会議員（9番）

澤 史朗

飛騨市議会議員（10番）

住田 清美